

白糠町地域公共交通計画

令和6年3月

白糠町

白糠町地域公共交通活性化協議会

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景及び目的	1
1-2	計画の区域	2
1-3	計画の対象期間	2
1-4	本計画の位置づけ	3
1-5	前計画の目標達成の評価	4
第2章	関係法令・上位関連計画との関係性整理	6
2-1	関係法令	6
2-2	上位計画	10
2-3	関連計画	11
第3章	地域及び公共交通の現状と課題	15
3-1	地域の概況	15
3-2	公共交通の概況	28
3-3	各種調査の実施状況	39
3-4	地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題整理	41
第4章	地域公共交通計画の基本方針	42
4-1	基本方針	42
4-2	白糠町が目指す地域公共交通像と各種公共交通の役割	43
第5章	基本方針を達成するために行う事業	44
5-1	基本方針を実現するための地域公共交通施策	44
5-2	地域公共交通施策の個別事業と実施主体	45
第6章	計画の進行管理	53
6-1	計画の目標	53
6-2	目標達成状況確認のための数値データの算出方法	54
6-3	計画の管理体制	55
6-4	計画推進の運営方針	56

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景及び目的

白糠町では、自家用車に頼った生活への変化、急速な人口減少や少子高齢化の進展などの要因により、公共交通利用者が減少しているのが現状です。利用者減少は公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下につながり、公共交通を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。この状況が続くことで、将来的に地域公共交通が成り立たなくなることが懸念されます。

一方、高齢化社会の中で、高齢運転者の交通事故対策や運転免許の自主返納等、今後運転することができなくなる高齢者が増加することが予想されます。そのため、高齢者を中心とした住民が負担なく活動できる移動手段確保の重要性は高まります。

こうした背景を踏まえ、将来を見据えた町の公共交通を確保、維持していくため、平成29年3月に、上位計画や関連計画との整合や連携の下、白糠町にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする「マスタープラン」として、「白糠町地域公共交通網形成計画」を策定しました。町営バスの路線変更を含めた公共交通の見直しを始めとした多様な取組を実施し、公共交通空白地帯の解消を推進してきました。

そして国の方針として、令和2年11月27日に活性化再生法が改正され、地域が自らデザインする地域交通を目指して、地域の移動資源の総動員等の方向性が示されました。さらに、こうした方針を含めた内容をとりまとめた地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。また、令和5年4月には、地域の関係者の連携と協働「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めることの必要性を謳った改正がなされました。

しかしながら、令和2年2月頃から日本国内で広がり始めた新型コロナウイルスの感染拡大による人々の外出自粛等の影響により、公共交通機関の利用者が激減しました。人々の生活様式が一変し、これまでの既存の公共交通サービスを維持できなくなることが懸念されます。また、令和6年4月に労働基準法が改正され運転手の労働時間・拘束時間に制限がかけられることから、交通事業者の運転手不足がより深刻化することが予想されています。さらに、公共交通サービスを通じて、環境問題への対応や地域社会の発展と国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」への取り組みも求められています。

このような状況を踏まえ、「白糠町地域公共交通計画(以下、「本計画」という。)」は、町内の多様な公共交通を地域の移動資源と捉え、町民の移動実態に即した持続可能で町民にとって利便性の高い交通サービスの構築を目的として策定します。

1-2 計画の区域

本計画の区域は、白糠町全域とします。

白糠町が立地する釧路総合振興局管内の中心市である釧路市は、白糠町からの通学や通院などの圏内にもなることから、施策展開に当たっては、必要に応じて近隣市町と連携し取り組みます。



図 1-1 計画の区域

1-3 計画の対象期間

本計画の計画期間は、令和6年度～令和10年度の5年間とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や施策推進状況を加味しつつ、計画の見直しを行っていきます。

1-4 本計画の位置づけ

本計画と関係法令及び上位・関連計画との関連性について、以下に整理します。

本計画は、関係法令に基づく計画であるとともに、まちづくりの一環として公共交通のマスタープランとして位置付ける計画であることから、第8次白糠町総合計画を最上位計画とし、第2期白糠町創生総合戦略、白糠町過疎地域持続的発展市町村計画、白糠町高齢者保健福祉計画・白糠町介護保険事業計画、北海道等における関連計画との整合性を図りながら推進します。

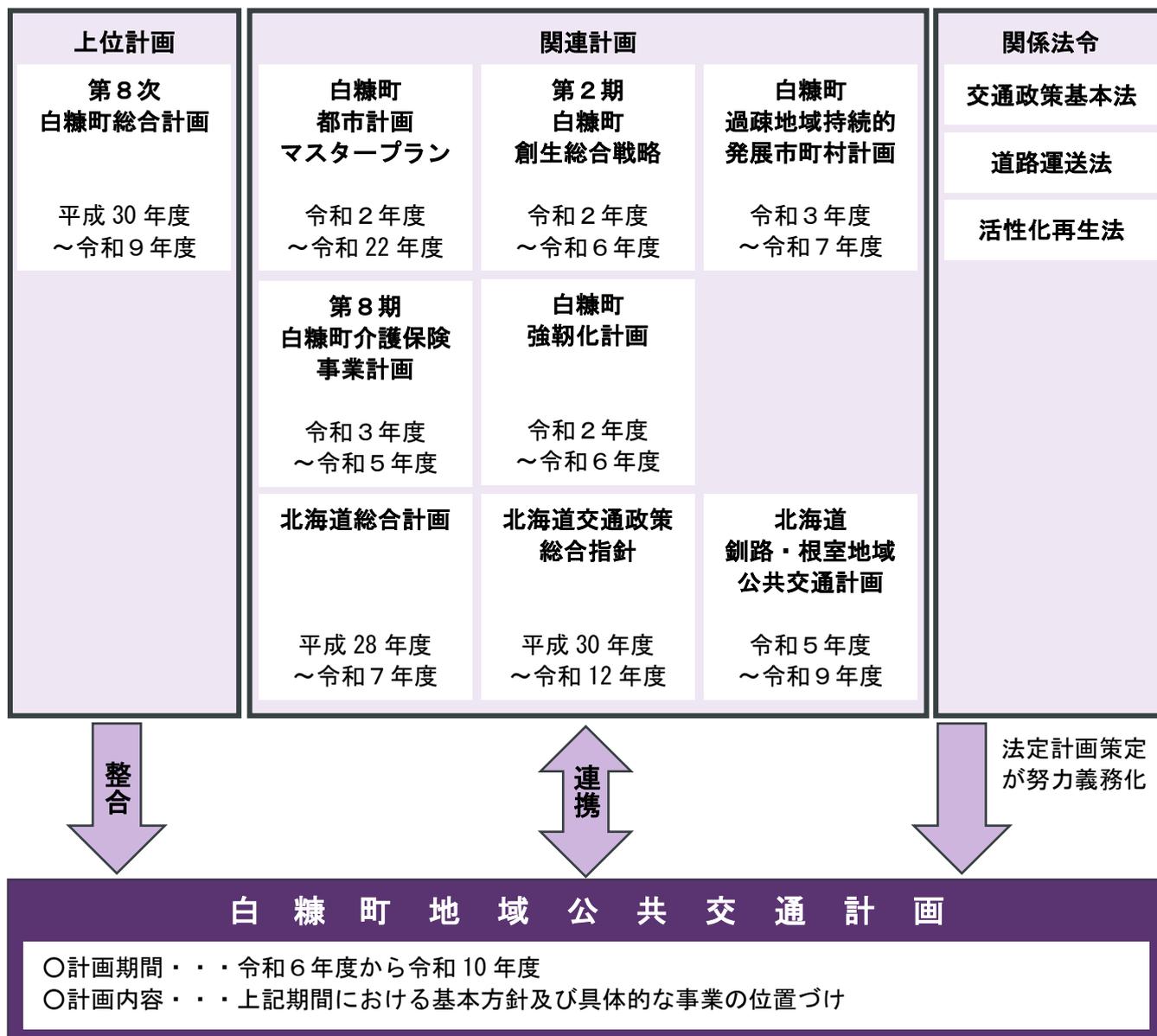


図 1-2 本計画の位置づけ

1-5 前計画の目標達成の評価

白糠町では、平成 29 年度から令和 5 年度までを計画期間とした「白糠町地域公共交通網形成計画」を策定しており、この計画で掲げた 4 つの基本方針に対する 12 の施策と 5 つの目標は、以下のような実施状況、達成状況及び今後の方向性となっています。計画策定後も進行する人口減少や少子高齢化、このほか町内を運行する交通事業者の運転手不足など、町の公共交通を取り巻く状況は変化してきました。

このような達成状況や社会情勢を踏まえ、町の公共交通を取り巻く状況の変化及び地域の公共交通に対するさらなる要望に的確に対応した新たな計画を策定します。

表 1-1 前計画の施策の実施状況

基本方針に基づく施策及び実施状況
基本方針 1 市街地における利便性の高い生活交通の形成
<ul style="list-style-type: none"> ①白糠市街地におけるコミュニティバスの運行 ②庶路・西庶路市街地と白糠市街地を結ぶコミュニティバスの運行
基本方針 2 山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保
<ul style="list-style-type: none"> ③茶路沢定期運行の町営バスから予約制バスへの転換 ④庶路沢定期運行の民間バス廃止に伴う予約制バスへの転換 ⑤和天別を運行するスクールバス一般混乗から予約制バスや乗合タクシーへの転換 <p>【再編事業として実施】</p>
基本方針 3 地域が守り育て、将来につなぐ公共交通としての意識の醸成
<ul style="list-style-type: none"> ⑥町民・白糠町来訪者にもわかりやすい公共交通マップの作成・配布 ⑦新たな公共交通の利用しやすい仕組みづくり ⑧町民における公共交通の積極的な利用を促す広報誌やホームページを活用した情報発信の実施 ⑨公共交通に関する地域へ出前講座や地域・各種団体へ説明会開催 ⑩児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習会や利用体験の実施
基本方針 4 広域的な移動を支援する基幹交通の維持
<ul style="list-style-type: none"> ⑪釧路圏域の中核都市である釧路市への広域的な基幹交通の維持 ⑫鉄道や地域間幹線系統などの基幹交通と連携した白糠町への観光交通の構築

表 1-2 前計画における目標の達成状況

基本方針に基づく評価指標		単位	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	達成率 (%)
基本方針1	市街地コミュニティバスの利用者数	人/年	8,000	6,578	82.2
	市街地における公共交通利用圏域	%	75.0	93.0	124.0
基本方針2	山間部における公共交通の利用者数	人/年	2,000	1,647	82.4
基本方針3	バス交通への満足度*	%	80.0	—	—
基本方針4	広域的な公共交通の維持	本/日	鉄道1路線28 バス2路線31	鉄道1路線28 バス2路線29	96.6

※バス交通への満足度は、バス利用者へ向けたアンケートでは「公共交通の利用頻度」に置き換えたため、達成率未掲載

表 1-3 前計画施策の今後の方向性

基本方針に基づく施策の今後の方向性	
基本方針1 市街地における利便性の高い生活交通の形成に関する2施策	
【施策の統合・維持】 コミュニティバス利用者数は横ばいの状況であり、生活交通確保の観点から施策維持	
基本方針2 山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保に関する3施策	
【施策の統合・維持】 予約制バス転換後の利用者数が一定量あるため、生活交通確保の観点から施策維持	
基本方針3 地域が守り育て、将来につなぐ公共交通としての意識の醸成に関する5施策	
【施策の継続実施】 公共交通の利用促進を実施することで、利用者数確保につなげるのが重要であり、生活交通確保の観点から継続施策を検討のうえ維持	
基本方針4 広域的な移動を支援する基幹交通の維持に関する2施策	
【施策の継続実施】 鉄道や地域幹線系統の運行本数は横ばいの状況であり、広域移動の交通確保の観点から施策維持	

第2章 関係法令・上位関連計画との関係性整理

2-1 関係法令

(1) 交通政策基本法（平成25年12月施行、令和2年12月改正）

同法では、交通が担うべき役割などを示しており、特に地方公共団体が行うべき施策として「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

表 2-1 交通政策基本法の概要

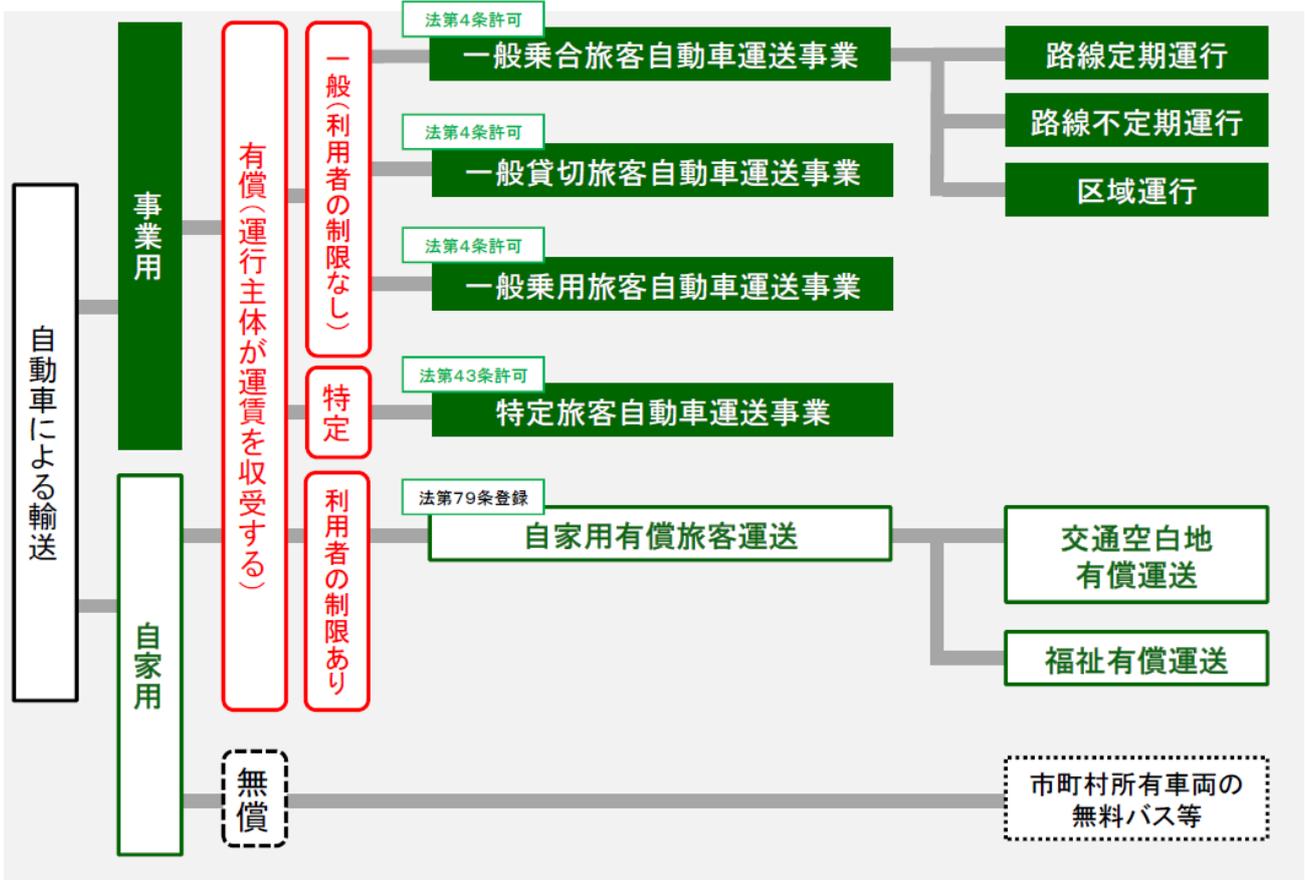
項目	内容
基本的認識	<ul style="list-style-type: none"> ○交通が果たす機能 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の自立した生活の確保 ・活発な地域間交流、国際交流 ・物資の円滑な流通 ○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要
交通の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機能の確保・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展等に対応しつつ、以下の内容に寄与 <ul style="list-style-type: none"> -豊かな国民生活の実現 -国際競争力の強化 -地域の活発な向上 ・大規模災害に的確に対応 ○環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、交流の安全の確保
国の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな国民生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の交通手段確保 ・高齢者、障がい者等の円滑な移動 ・交通の利便性向上、円滑化、効率化 ○地域の活力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・国内交通ネットワークと拠点の形成 ・交通に関する事業の基盤強化、人材育成等 ○国際競争力の強化、大規模災害への対応、環境負荷の低減、適切な役割分担と連携
地方公共団体の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○自然的、経済的、社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携

(2) 道路運送法（昭和 26 年 6 月施行、令和 4 年 6 月改正）

同法では、有償で交通を運行するにあたっての種別及び定めるべき事項やこれらを協議する場など、旅客自動車運送事業を行うにあたり必要となる手続内容等について定めています。

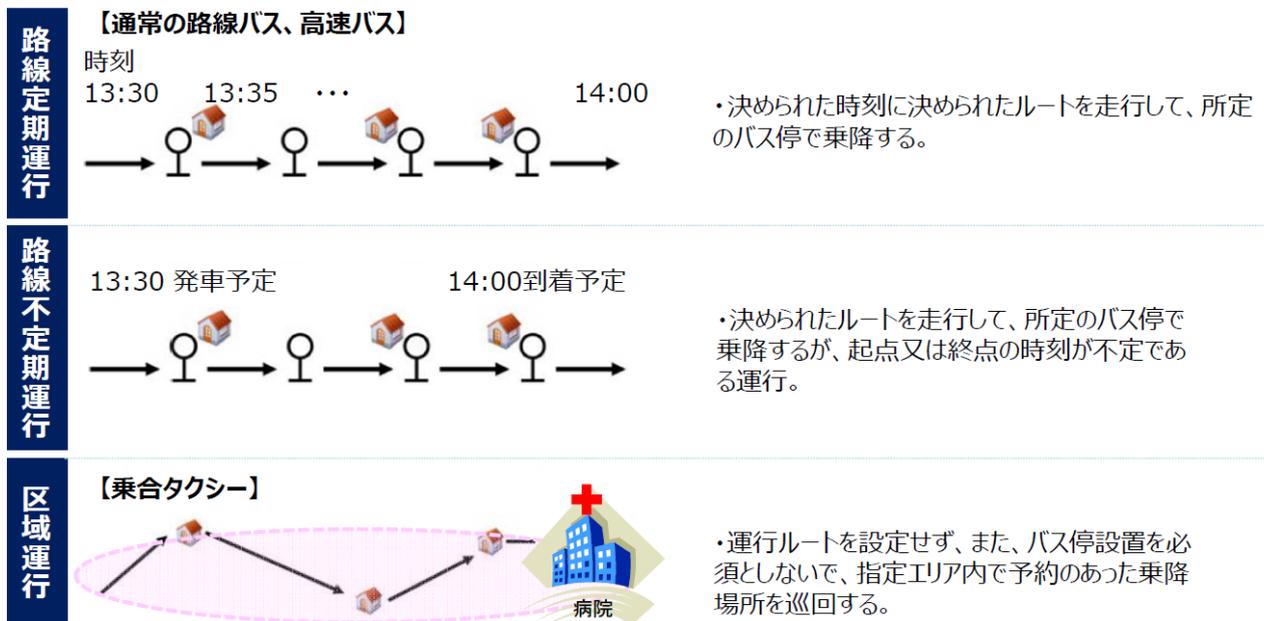
表 2-2 道路運送法の概要

項 目	内 容
目的	<p>○道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ること</p> <p>○道路運送の相互的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること</p>
交通の役割	<p>○事業用旅客自動車運送事業（4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合旅客自動車運送事業 <ul style="list-style-type: none"> -路線定期運行 -路線不定期運行 -区域運行 ・一般貸切旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業 ・特定旅客自動車運送事業 <p>○一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合における一時的な需要のための運送（21条）</p> <p>○自家用旅客自動車運送（78条）</p> <ul style="list-style-type: none"> -交通空白地有償運送 -福祉有償運送
運行にあたって定める事項	<p>○事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線又は営業区域 ・停留所の名称、位置、停留所間の距離 ・主たる事務所及び営業所の名称、位置 ・営業所に配置する事業用自動車の数 ・自動車車庫の位置及び収容能力 <p>○運行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行系統（ルート） ・運行回数 ・運行時刻 ・運賃 <ul style="list-style-type: none"> -上限運賃（上限の範囲内で実施運賃を届出）



出所 道路運送法等関係法令の基礎知識について（北陸信越運輸局自動車交通部）

図 2-1 道路運送法上の事業区分と運行形態



出所 道路運送法等関係法令の基礎知識について（北陸信越運輸局自動車交通部）

図 2-2 一般乗合旅客自動車運送事業のイメージ

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月施行、令和 2 年 11 月一部改正）

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

表 2-3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

項 目	内 容
改正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要 ○加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要
改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が自らデザインする地域の交通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成 <ul style="list-style-type: none"> -地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化 -バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用旅客有償運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け、きめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮） -定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化 ・ 地域における協議の促進 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 <ul style="list-style-type: none"> -様々な補助メニューや制度を創設 ・ 輸送資源の総動員による移動手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> -地域に最適な旅客運送サービスの継続（地域旅客運送サービス継続事業） -自家用有償旅客運送の実施の円滑化 -貨客混載に係る手続の円滑化 ・ 既存の公共交通サービスの改善の徹底 <ul style="list-style-type: none"> -利用者目線による路線の改善、運賃の設定（地域公共交通利便増進事業） -MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

2-2 上位計画

(1) 第8次白糠町総合計画

白糠町では、まちづくりに関する最上位計画として「総合計画」を策定しています。

表 2-4 第8次白糠町総合計画の概要

項目	内容
計画期間	平成30年度から令和9年度
策定の趣旨	<p>○第8次白糠町総合計画策定の趣旨</p> <p>将来に向かって、白糠町が持つ豊かな自然と気候風土、恵まれた地域資源を活用し、「子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、生涯輝いて暮らせるまち」、「安全で安心して心豊かに住み続けたい、誰もが住んでみたくなるようなふるさと白糠」を築くため、「原点に立ち返り、足元を見つめ、耕し直す」ことを念頭に、新たな概念・方向性を打ち出すのではなく、着実に取り組んできた「3つの柱」を重要視点とした「新たなまちづくり」を堅持し、各種計画との整合性を図りながら、中長期的な視点に立ってまちづくりの方向性を示すこととしました。</p>
公共交通に関する事項	<p>○道路・交通ネットワークの整備</p> <p>幹線道路網との連携や機能分担に配慮しながら、道路網の充実に向け、町道等の整備を計画的、効率的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・広域幹線道路の整備・公共交通体系の形成・幹線道路の整備・生活道路の整備・維持管理の推進

2-3 関連計画

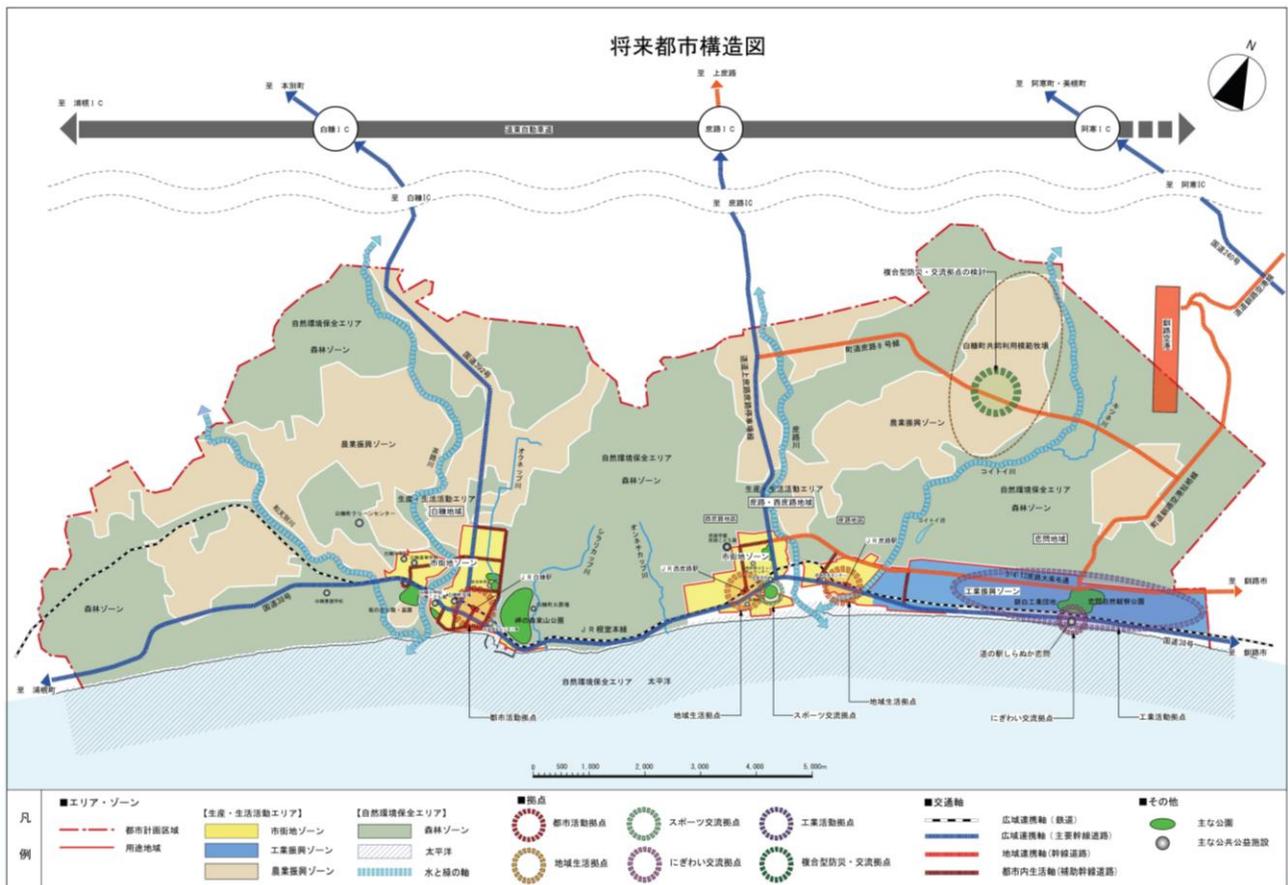
(1) 白糠町における関連計画等の整理

① 白糠町都市計画マスタープラン

白糠町では、白糠町の都市計画区域内における都市計画に関する基本的な方針として「白糠町都市計画マスタープラン」を策定しています。

表 2-5 白糠町都市計画マスタープランの概要

項目	内容
計画期間	令和2年度から令和22年度
策定の趣旨	○白糠町都市計画マスタープランの趣旨 白糠町の将来像を長期展望に立って、町が行う都市計画の方向性を明らかにし、将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設などの整備を行う上での指針となる計画です。
公共交通に関する事項	○都市（まち）づくりの課題 ・都市計画道路の見直し検討 ・生活道路の整備 ・公共交通網の充実



②第 2 期白糠町創生総合戦略

本計画の関連計画にあたる「第 2 期白糠町創生総合戦略」は、人口減少と地域経済縮小を克服するものであり、長期的には地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにするためのものです。

人口減少問題は、地域によって状況や原因が異なります。加えて、将来に向けた地域が抱える課題に応じた対応策が必要となります。

表 2-6 第 2 期白糠町創成総合戦略の概要

項 目	内 容
計画期間	令和 2 年度から令和 6 年度
策定の趣旨	○第 2 期白糠町創成総合戦略の趣旨 人口減少問題への危機感、そして今後の見通し、課題などの認識を広く町民と共有し、白糠町人口ビジョンで示した人口の将来展望を実現していくため、これまでのまちづくりの方針を維持しながら、より一層の地域活性化を図るとともに、人口減少などの課題に対応するための計画として策定します。
公共交通に関する事項	○安心して暮らせる豊かな地域づくり ・町営バスの運行 地域公共交通を再編し、本格運行となったコミュニティバス及び予約制バスの更なる利便性の向上に努めます。 ● 市街地へのコミュニティバスの運行（白糠、庶路・西庶路地区） ● 沢地区への予約制バスの運行（茶路沢・庶路沢） ● 白糠町地域公共交通活性化協議会の開催 ● 利用者へのアンケート調査の実施

③白糠町過疎地域持続的発展市町村計画

本計画の関連計画にあたる「白糠町過疎地域持続的発展市町村計画」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「本法」という。）が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本法第8条第1項の規定に基づき策定しています。

表 2-7 白糠町過疎地域持続的発展市町村計画の概要

項目	内容
計画期間	令和3年度から令和7年度
策定の趣旨	○白糠町過疎地域持続的発展市町村計画の趣旨 地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として施策を推進しています。
公共交通に関する事項	○交通施設の整備、交通手段の確保 ・道路の整備推進 ・バス輸送と鉄道の整備推進

④第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、また「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき策定しています。両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定しています。

表 2-8 第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画の概要

項目	内容
計画期間	令和3年度から令和5年度
策定の趣旨	○第8期白糠町高齢者保健福祉計画 白糠町介護保険事業計画の趣旨 団塊の世代が75歳以上となる令和7年、そして、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズ等を中長期的に見据え、さらなる地域包括ケアシステムの推進に向けて、「高齢者の自立支援や重度化予防に向けた取組」、「医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「災害や感染症への対応」などの取組を推進していきます。
公共交通に関する事項	○高齢者の積極的な社会参加 ・高齢者への交通費の支援

(2) 北海道等における関連計画の整理

北海道では、本計画に関連する計画として、下記に記載している「北海道総合計画」や「北海道交通政策総合指針」の2つが挙げられ、「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築」や「地域における最適な交通モードの検討」、災害発生時における「地域公共交通ネットワークの機能停止の防止」について整理・計画しています。

表 2-9 本計画に関する計画

計画名・年次	内 容
○北海道総合計画 -平成 28 年度から 令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○地域でお互いに支え合うまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ・日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保 ・街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ○連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・交通・物流を担う人材の確保・育成 ・国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動
○北海道交通政策総合指針 -平成 30 年度から 令和 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○シームレス交通戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ○地域を支える人・モノ輸送戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における最適な交通モードの検討 ○ウィズコロナ戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で失われた交通需要の回復 ・非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ・社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保
○北海道釧路・根室地域公共交通計画 -令和 5 年度から 令和 9 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○対応基本方針①：地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保 ○対応基本方針②：市町村内の生活圏交通と広域交通の接続性向上、交通拠点の機能強化 ○対応基本方針③：公共交通の利用促進・持続性の確保

第3章 地域及び公共交通の現状と課題

3-1 地域の概況

(1) 白糠町の位置及び特性

白糠町は、釧路管内の西部に位置し、東西へ飛び地になった釧路市に挟まれ、北は浦幌町、本別町及び足寄町に接し、南は太平洋に面しています。

総面積は 773.13 km²で、東西に 38.6 km、南北に 50.5 kmと南北に長い地形であり、「阿寒富士」を頂点にして山地と丘陵地が連なり、起伏の多い傾斜線から沿岸に平野状となっています。

交通網は、道東自動車道が釧路市まで開通し、道央圏をはじめ道内の各主要都市との間で高速交通ネットワークが形成されています。道東圏の拠点都市である釧路市と帯広市、更には、道央圏とを結ぶ幹線道路で市街地の中心を走る国道 38 号をはじめ、国道 38 号に沿って JR 根室本線があり、海岸沿いに市街地を形成しています。

産業は、農業・林業・漁業・商工業が盛んであり、道東に多い冷涼で日照時間が長い気候を活かし、町内には釧路市とともに「釧路・白糠次世代エネルギー特区」として再生可能エネルギーの発電所や、木質バイオマス発電施設が集積しています。

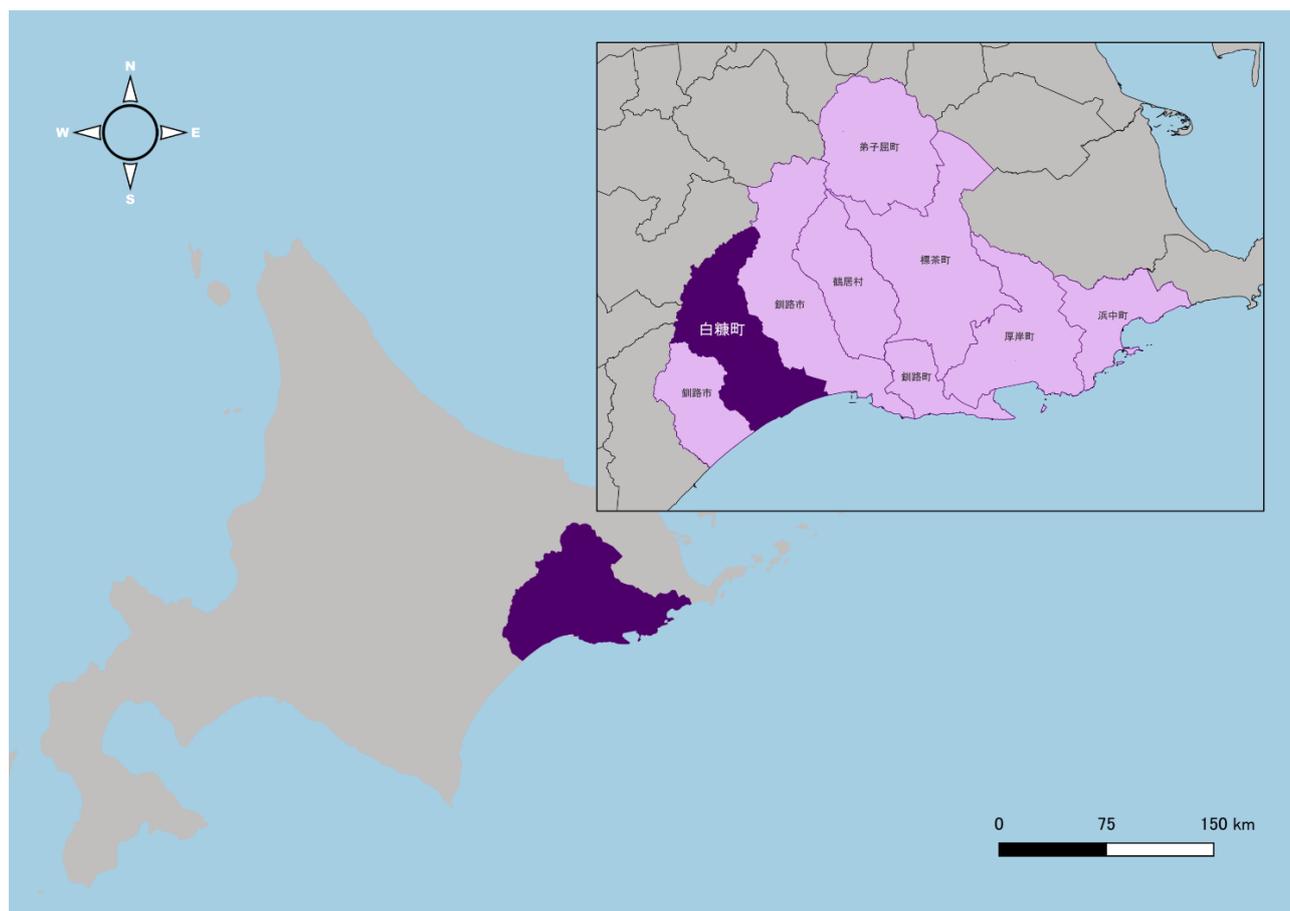
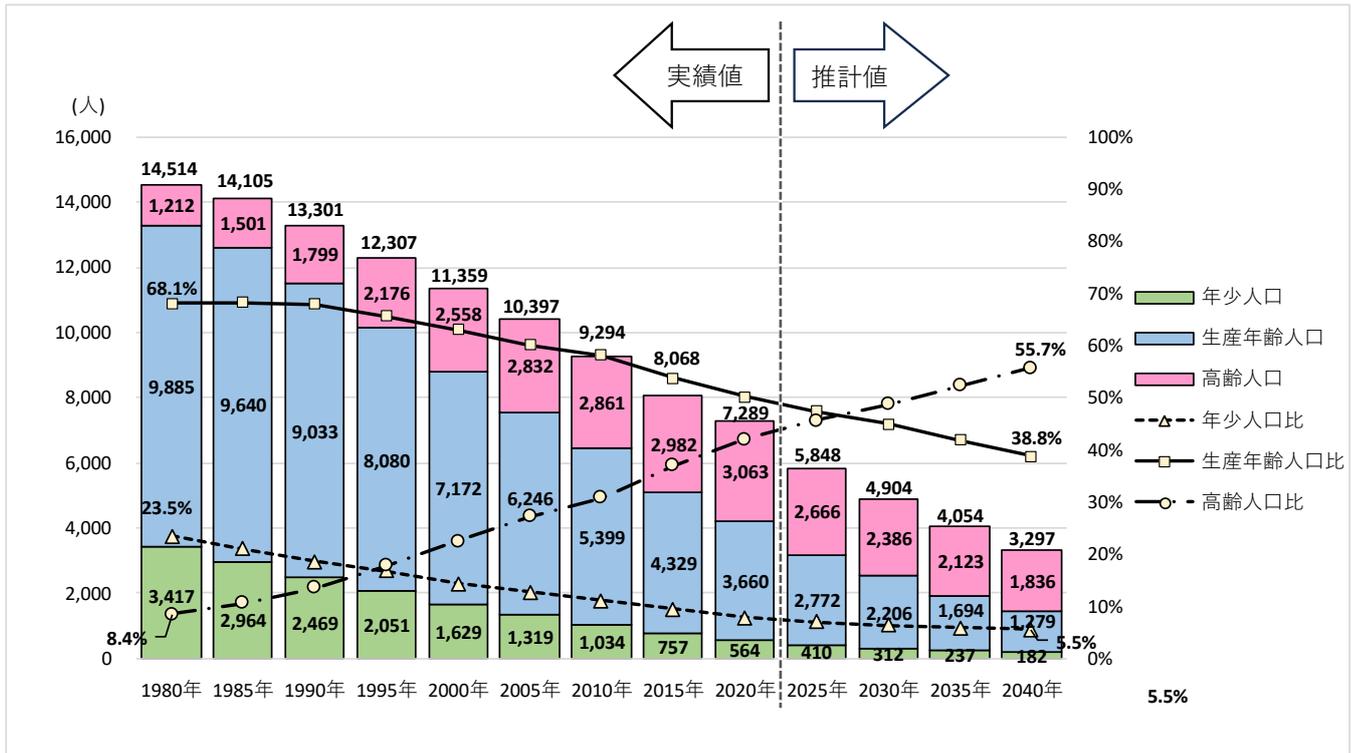


図 3-1 白糠町の位置

(2) 人口と高齢化の推移

白糠町の人口は、1980年をピークに年々減少しており、現時点では1980年の半分程度までに減少し、2030年には1980年の3割程度まで人口が減少すると推計されます。

また、高齢人口が大きく減少せず推移することで、運転免許証の自主返納の増加が見込まれます。運転免許証を自主返納された方や、運転に不安がある方への移動手段の確保に向けた施策が重要となります。



出所 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図 3-2 将来人口推計（年齢3区分別）

■人口分布

白糠町の人口分布を見ると、白糠、庶路・西庶路市街地に人口の大部分が集中していることが読み取れます。

・白糠町全体図

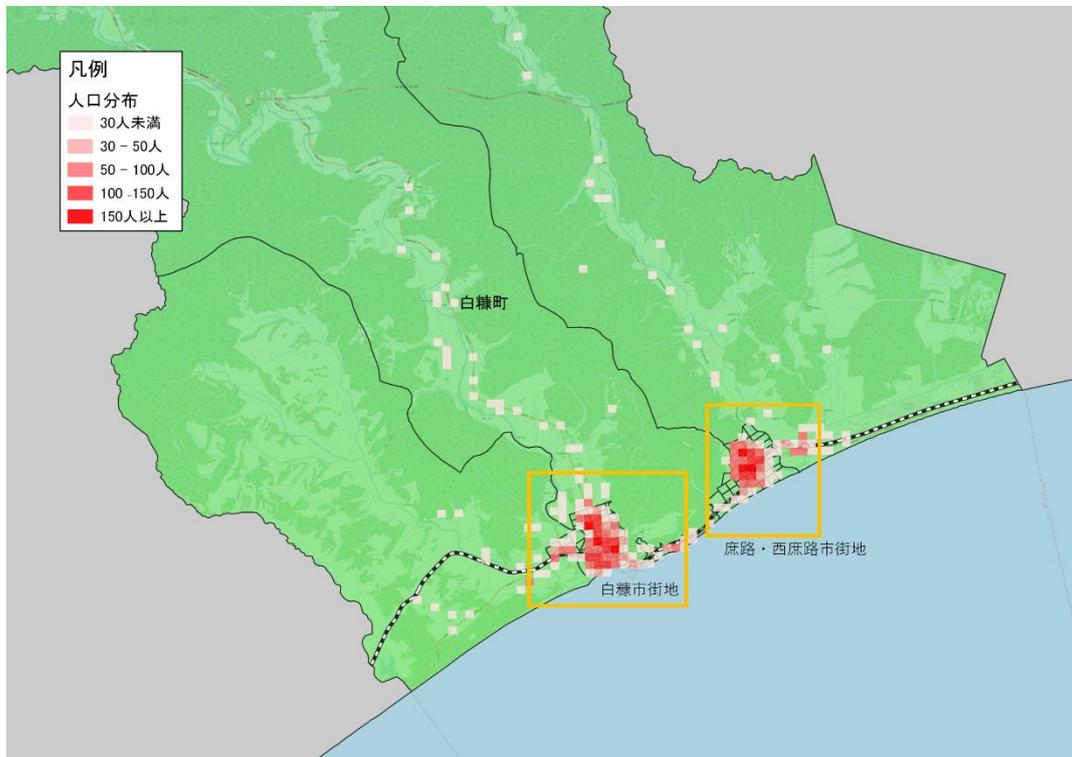


図 3-3 白糠町の人口分布

・白糠、庶路・西庶路市街地拡大図

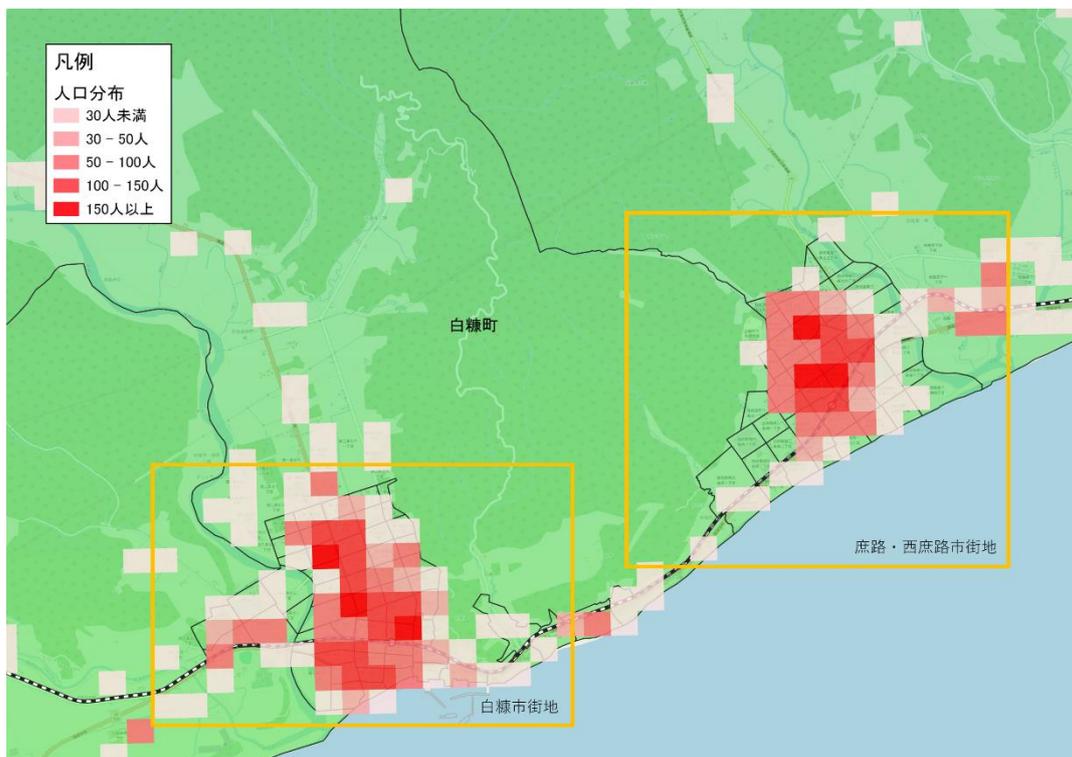


図 3-4 白糠町の人口分布（市街地エリア）

■ 高齢者人口分布

高齢者数分布においても、白糠、庶路・西庶路市街地に人口が集中しています。
一方、市街地から離れた交通不便地区においても高齢者の居住が確認できます。

・ 白糠町全体図

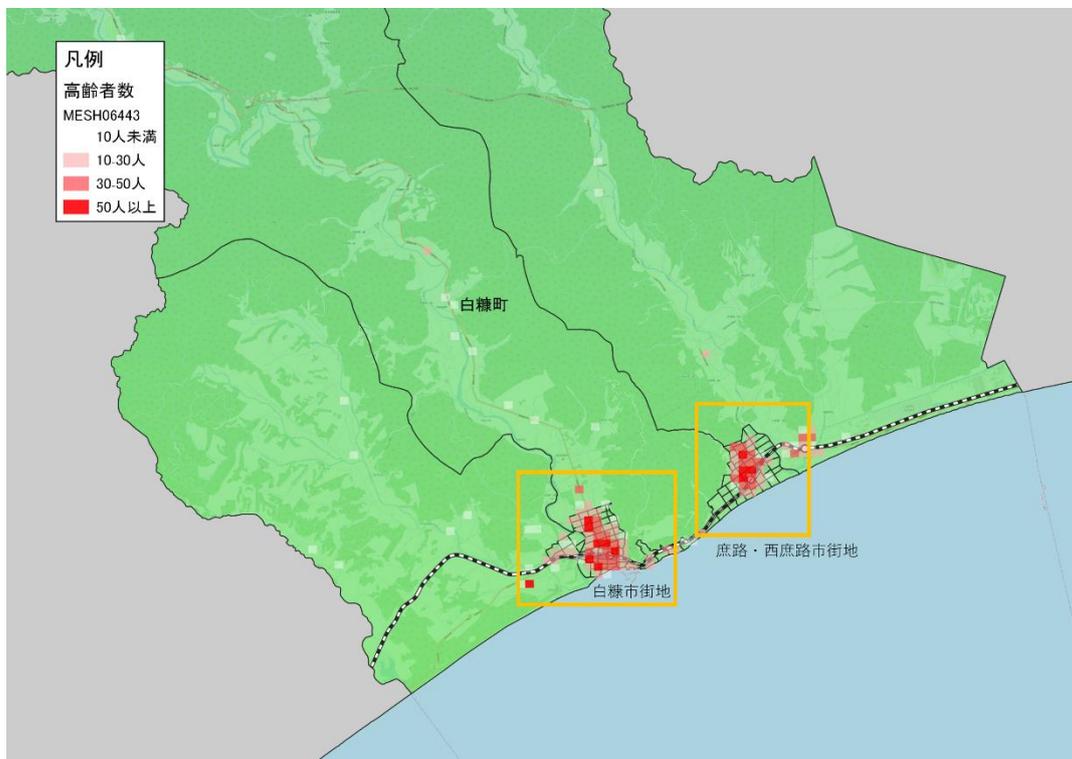


図 3-5 白糠町の高齢者人口分布

・ 白糠、庶路・西庶路市街地拡大図

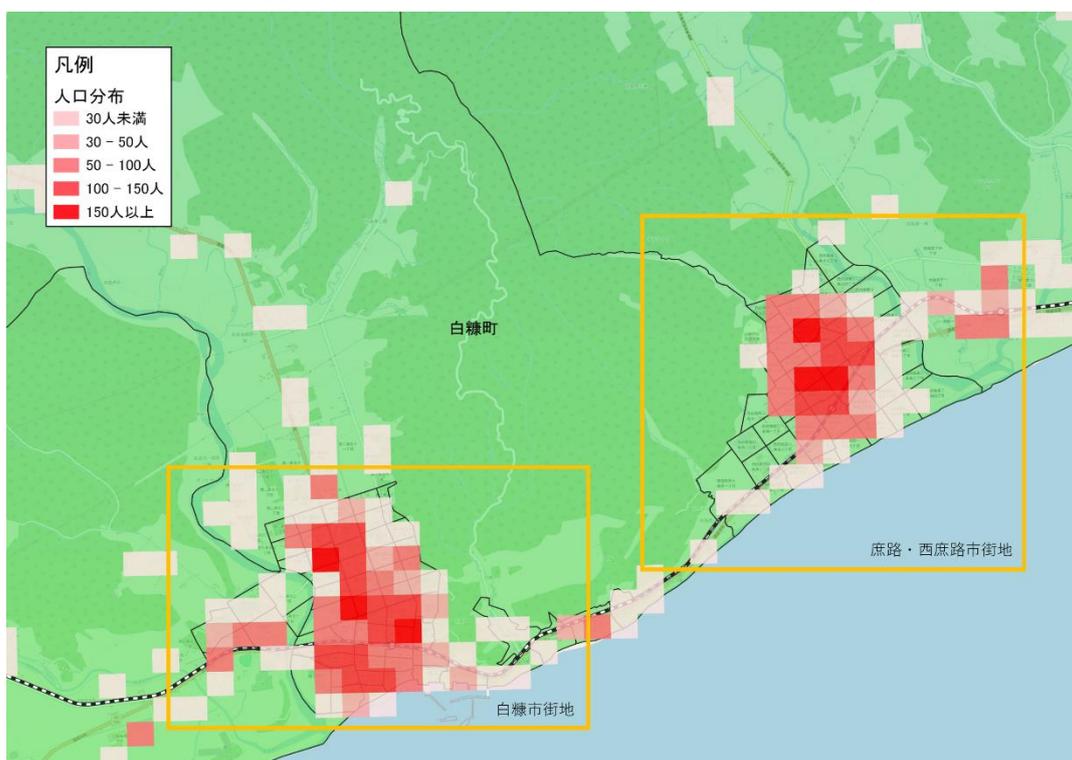


図 3-6 白糠町の高齢者人口分布（市街地エリア）

(3) 自動車保有台数の状況

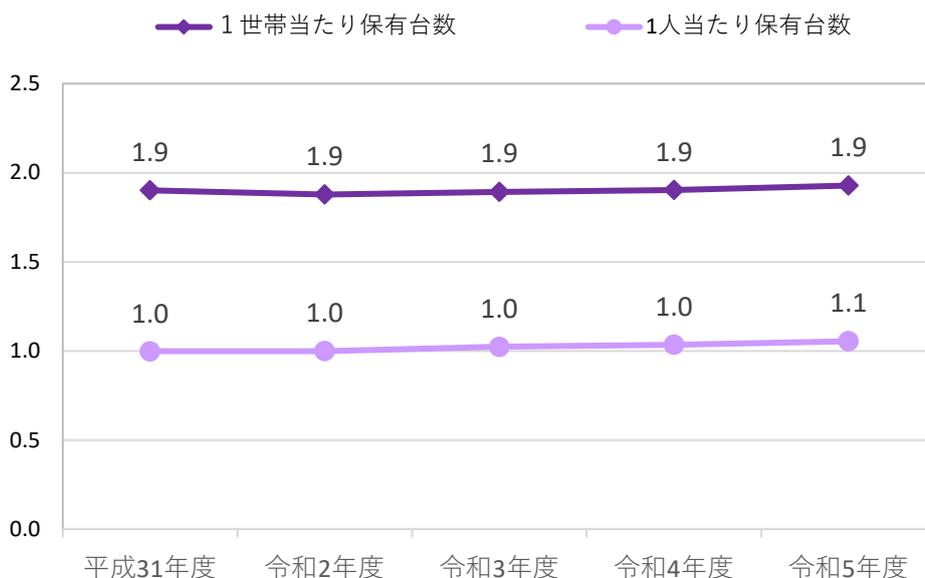
白糠町の自動車保有台数は、令和2年以降ほぼ横ばいの傾向にあります。

1世帯当たりの自動車(乗用車と軽自動車の合計)保有台数や1人当たり保有車両もほぼ横ばい傾向にあることから、白糠町においては、引き続き自動車が住民の重要な移動手段として活用されていることが推測されます。



出所 北海道運輸局「自動車に関する資料・統計」

図 3-7 自動車保有台数

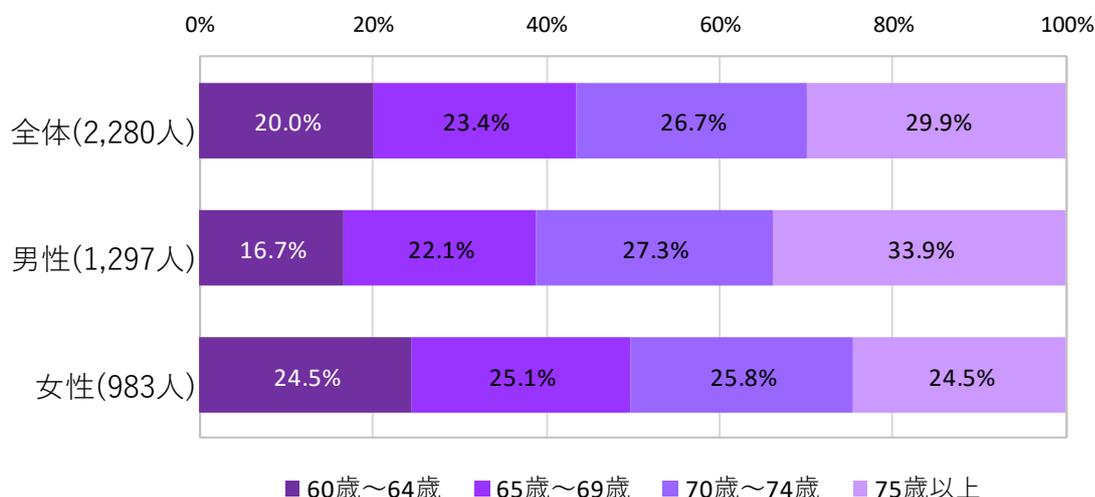


出所 北海道運輸局「自動車に関する資料・統計」を元に算出

図 3-8 1世帯当たりの保有台数

(4) 高齢者の自動車運転免許保有者数の状況

白糠町の60歳以上の自動車運転免許保有者数は、運転免許証の更新時に認知機能検査を受検する必要がある75歳以上の免許保有率が一定数あることがわかります。75歳以上の方が運転免許を自主返納したり、失効したりしても生活の足を確保することが重要となってきます。

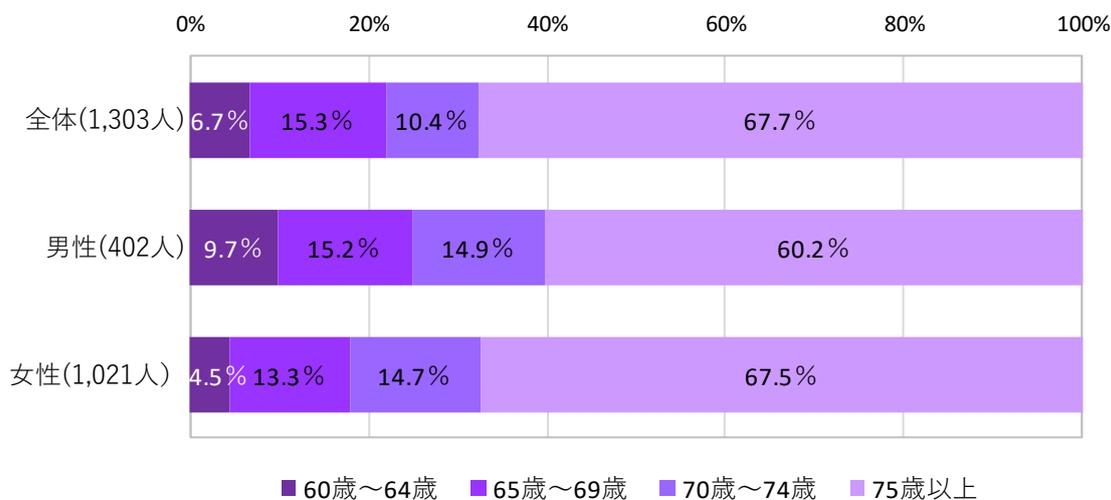


出所 釧路警察署データ（令和5年8月末現在）

図 3-9 高齢者の自動車運転免許保有者数

(5) 高齢者の自動車運転免許非保有者数の状況

白糠町の60歳以上の自動車運転免許非保有者数（推計）は、75歳以上の方が過半数を超えており、推計した人数では男性より女性のほうが多い傾向にあります。公共交通の取組においては高齢者が利用しやすいことを踏まえて検討を進めることが重要となってきます。



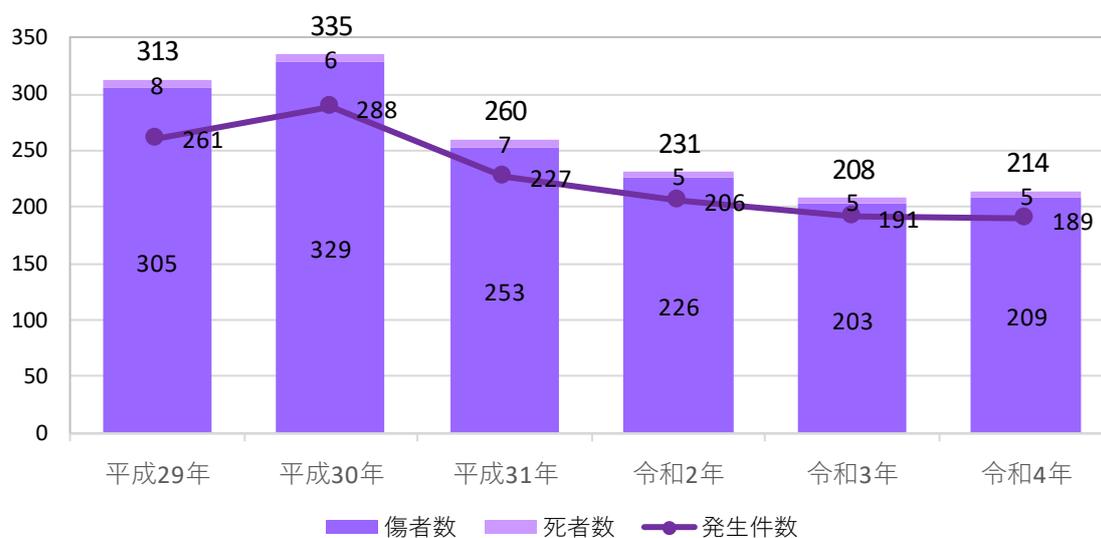
出所 釧路警察署データ（令和5年8月末現在）から推計

図 3-10 高齢者の自動車運転免許非保有者数

(6) 交通事故発生件数の状況

白糖町を管轄する釧路警察署管内で発生している交通事故件数は、平成29年度で261件の発生が、令和4年度では189件の発生と減少傾向である一方で、いまだに年間200件程度の交通事故が発生しており、さらなる交通安全対策の強化が必要となっています。

公共交通の面からの交通安全対策としては、自動車を運転せざるを得ない町民に対し、自動車以外の選択肢を提供することが重要であり、特に町の高齢化率も高まる中で、交通事故を起こしやすいとされる高齢者などをはじめ、町民が安心して移動できる環境整備を推進することが求められています。



出所 警察署別人身交通事故発生状況（北海道警察）

図 3-1 1 釧路警察署管内における交通事故発生件数・死傷者数

(7) 移動目的地となる施設の分布

移動目的地となる施設分布は、以下のようになっています。全体分布を見ると生活施設は市街地エリアに集中していることがわかります。

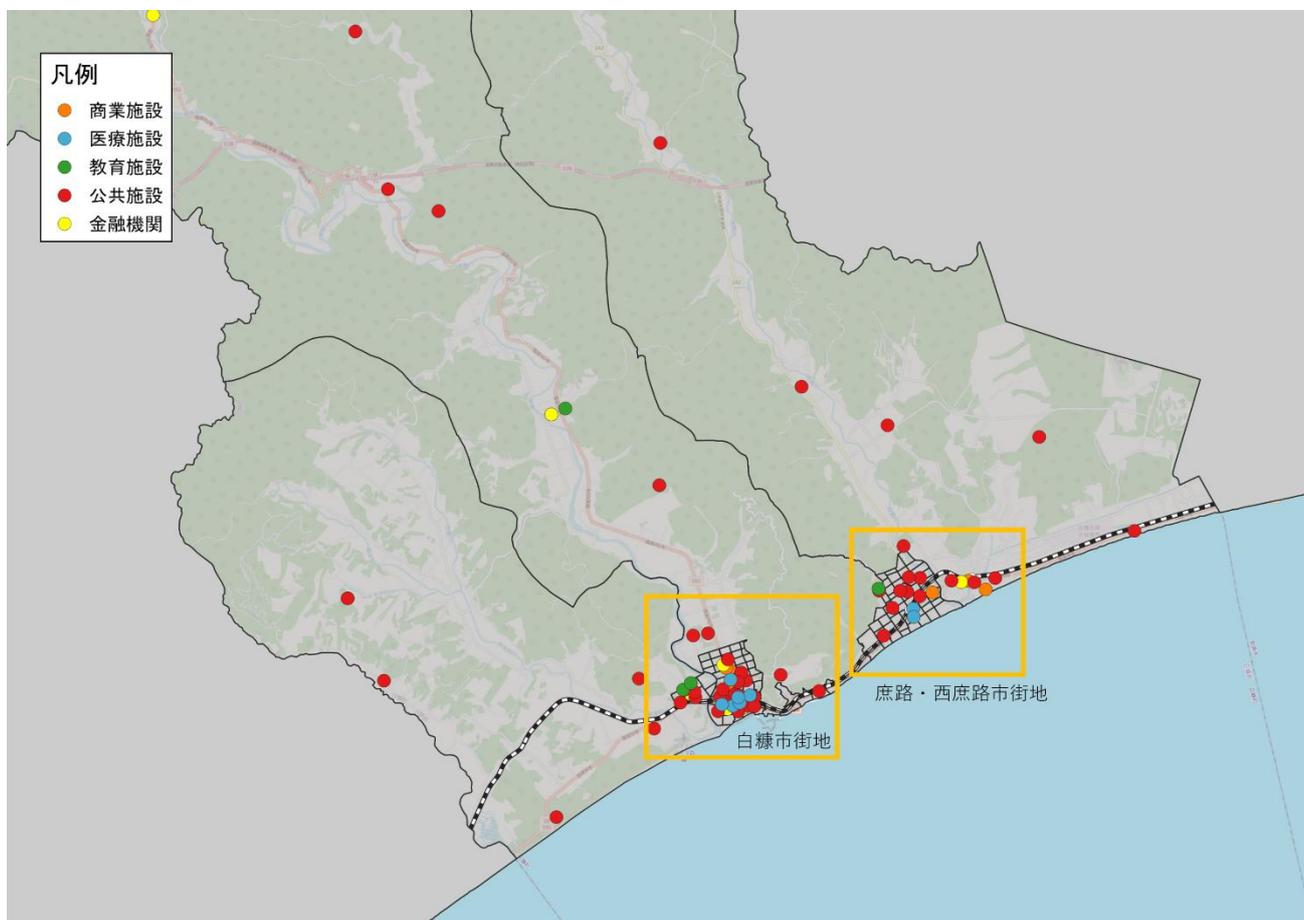


図 3-12 町の主要施設分布図



図 3-13 白糠市街地の医療施設分布図

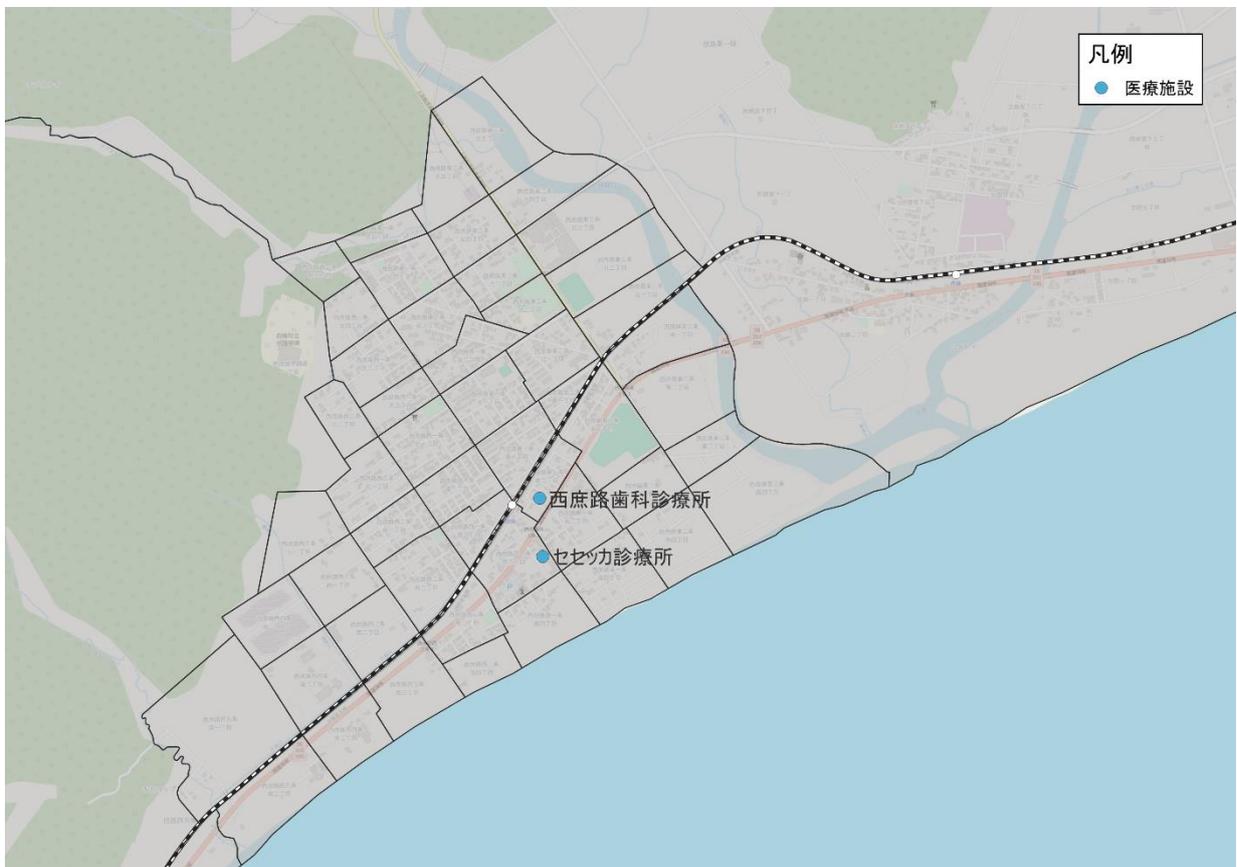


図 3-14 庶路・西庶路市街地の医療施設分布図

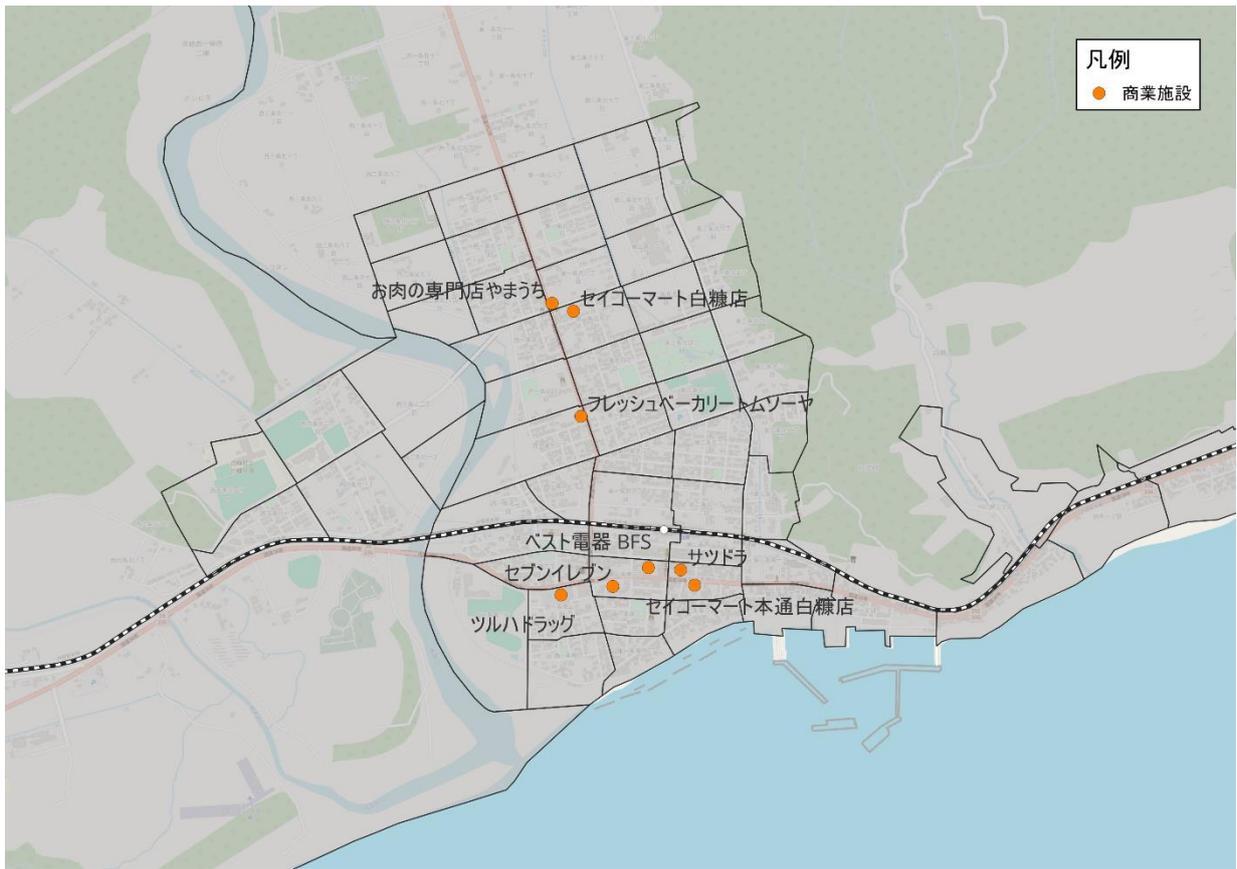


図 3-15 白糠市街地の商業施設分布図

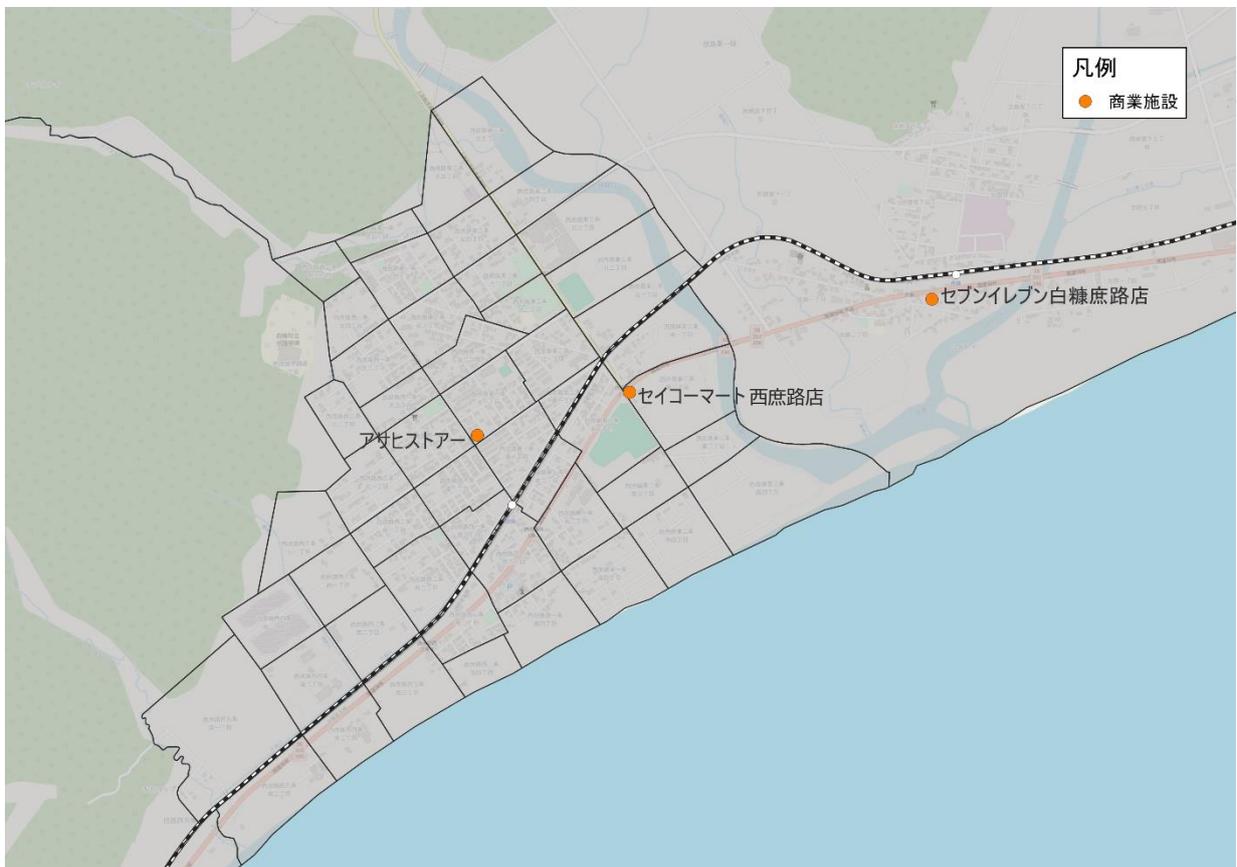


図 3-16 庶路・西庶路市街地の商業施設分布図



図 3-17 白糠市街地の公共施設分布図



図 3-18 庶路・西庶路市街地の公共施設分布図



図 3-19 白糠市街地の教育施設分布図



図 3-20 庶路・西庶路市街地の教育施設分布図



図 3-21 白糠市街地の金融機関分布図

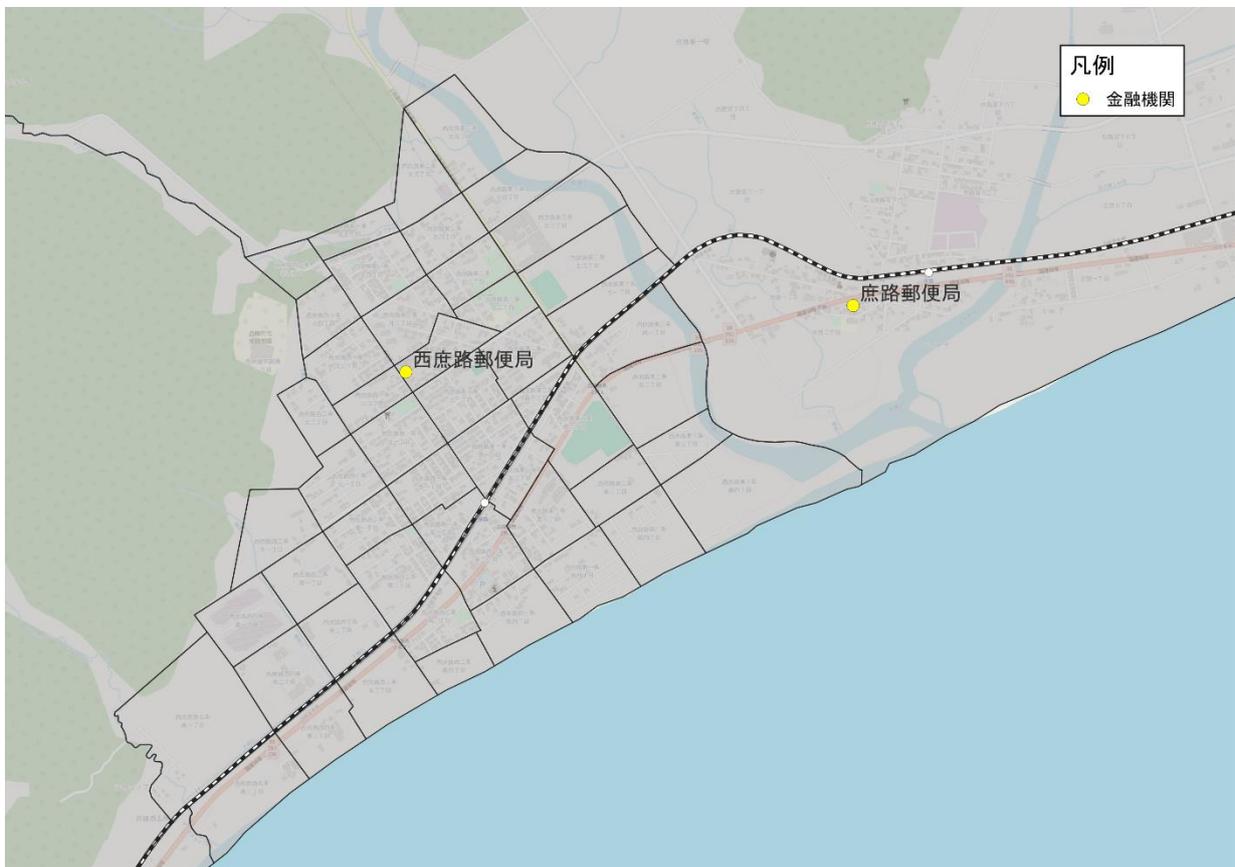


図 3-22 庶路・西庶路市街地の金融機関分布図

3-2 公共交通の概況

(1) 道路網の状況

白糠町の道路網は、国道 38 号が南部を通過しており、東西へ繋がる道路として整備されています。さらに、道東自動車道は釧路市阿寒まで続いており、町内には白糠と庶路の2つのインターチェンジを有し、国道 392 号、道道 242 号と南北へ繋がる幹線道路として利用されています。

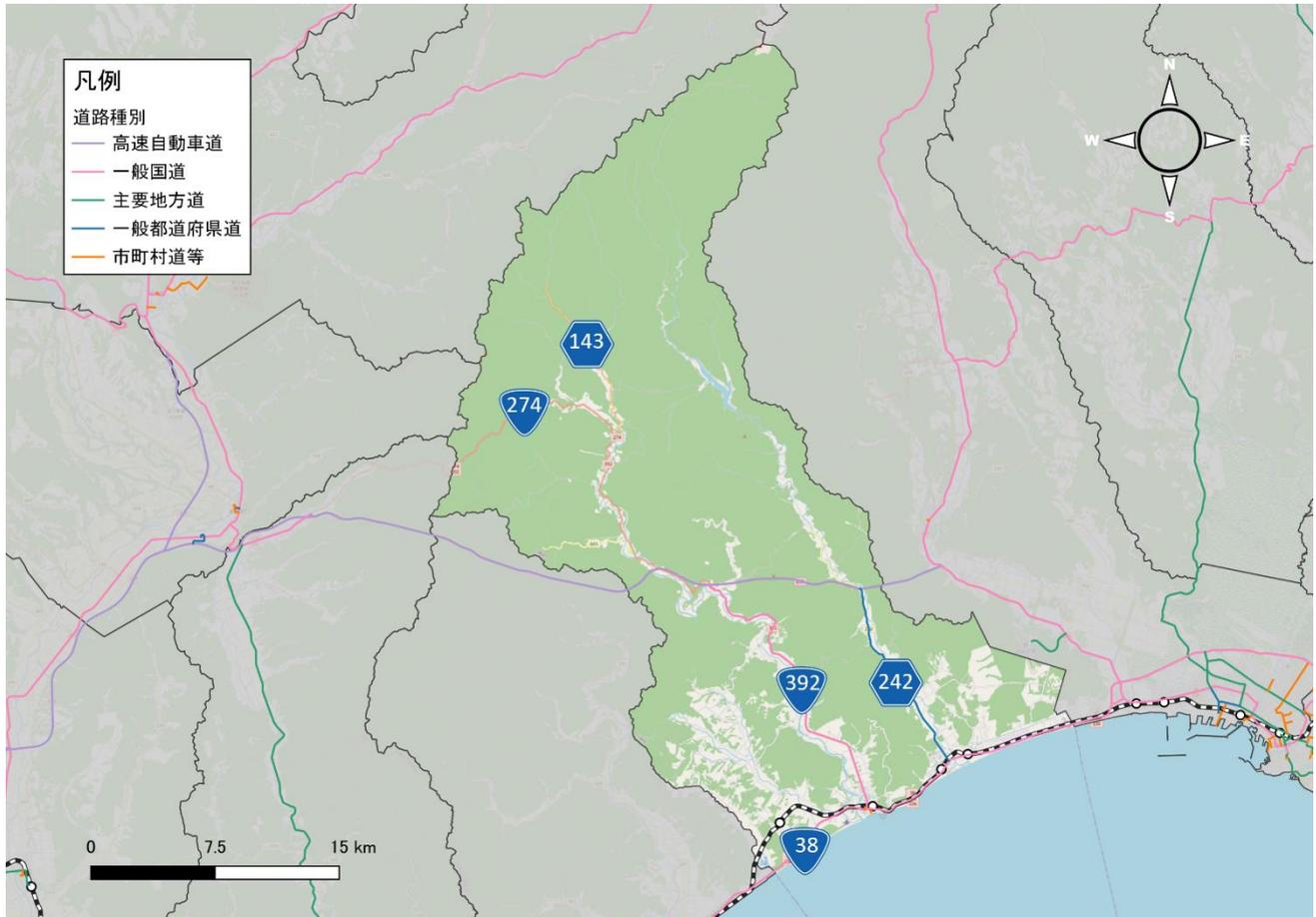


図 3-23 白糠町の道路網の状況

(2) 公共交通体系の状況

白糠町内を運行する交通機関は、町営バスやタクシー事業により、生活のための移動手段の確保を図っています。

広域の移動手段として、鉄道や北海道バスが運行する札幌～釧路の都市間夜行高速バス釧路特急ニュースター号（深夜便のみ町内停留所「白糠駅前」で乗車可能）が運行・活用されています。釧路空港までの移動は、車での移動となっています。

表 3-1 白糠町内を運行する鉄道路線

運行地域	J R 路線名	駅名
白糠町内	根室本線	白糠駅
		西庶路駅
		庶路駅

表 3-2 白糠町を運行するバス交通

路線名	運行区間等	
町営バス	コミュニティバス	白糠コミュニティバス 茶路団地⇔清和園
		庶路・西庶路コミュニティバス 庶路駅⇔清和園
	予約制バス	茶路沢予約制バス 右股地区⇔茶路団地
		庶路沢予約制バス 上庶路地区⇔庶路駅
鶴ヶ岱線	白糠高校⇔大楽毛分岐⇔釧路市立病院（白糠駅経由）	
白糠線	系統1 白糠高校⇔白糠駅⇔釧路駅	
	系統2 音別駅⇔白糠駅⇔釧路駅前	
スクールバス	住民利用：和天別地区⇔白糠駅	
釧路ニュースター号	札幌～白糠駅前（深夜便のみ乗車可能）～釧路駅前	

表 3-3 白糠町内を運行するタクシー

営業区域	区域内市町村
阿寒白糠圏	白糠町、釧路市（旧阿寒町・旧音別町区域）、鶴居村

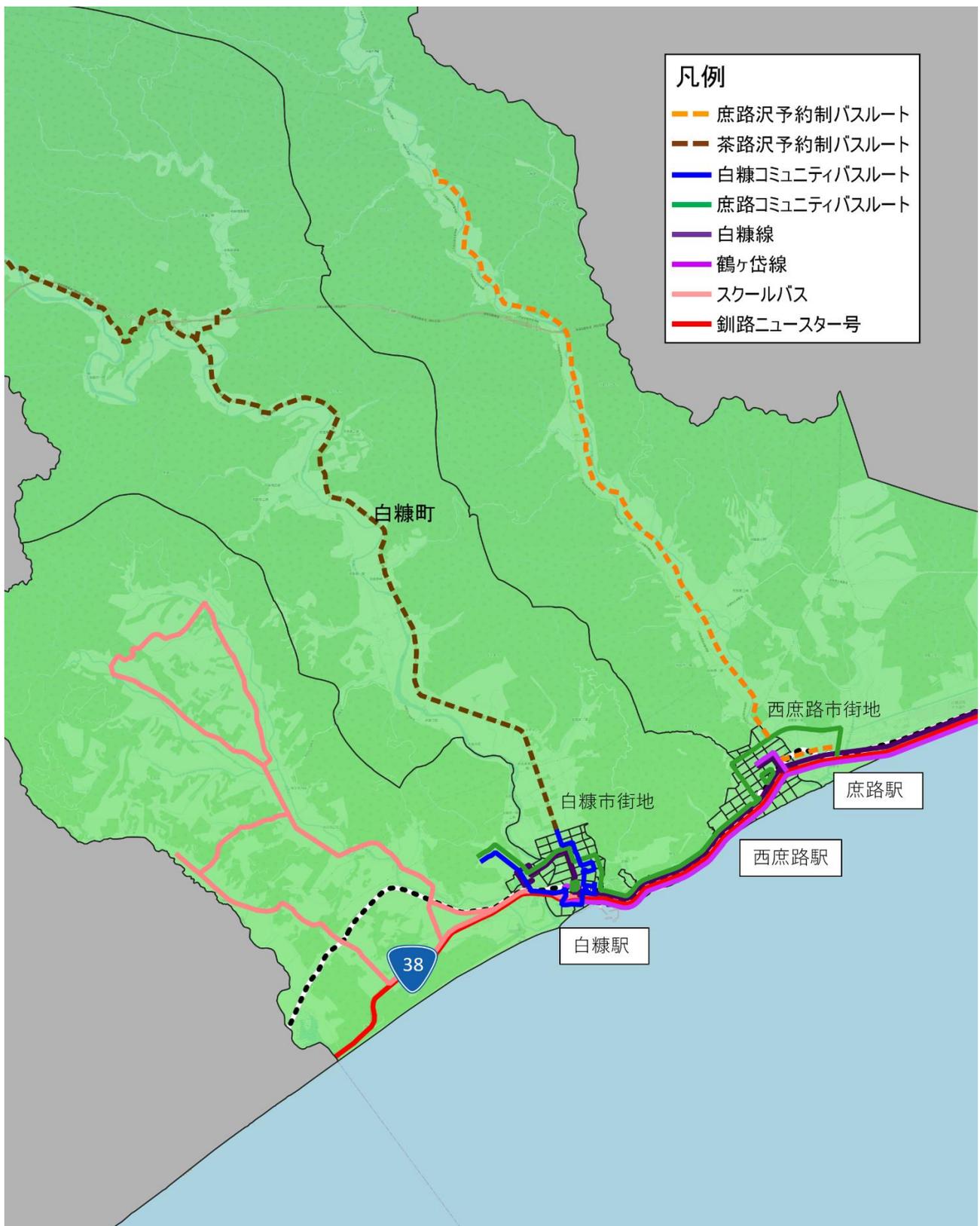


図 3-24 白糠町の公共交通体系の状況

(3) 町営バス路線の運行系統路線図

白糖町が運行する町営バスの運行系統別の路線は以下のとおりです。

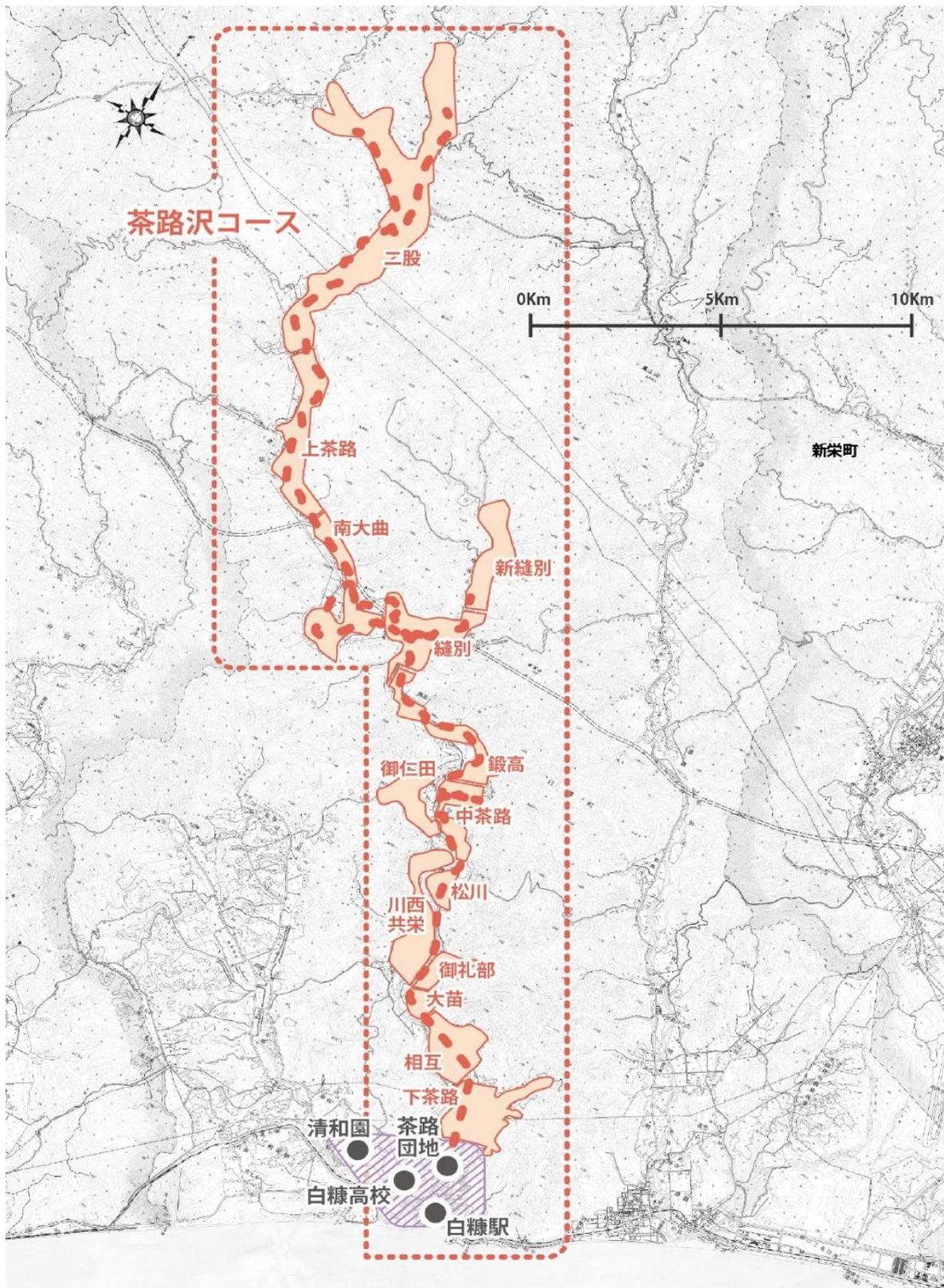


図 3-25 茶路沢予約制バス路線図（月曜日～土曜日運行）

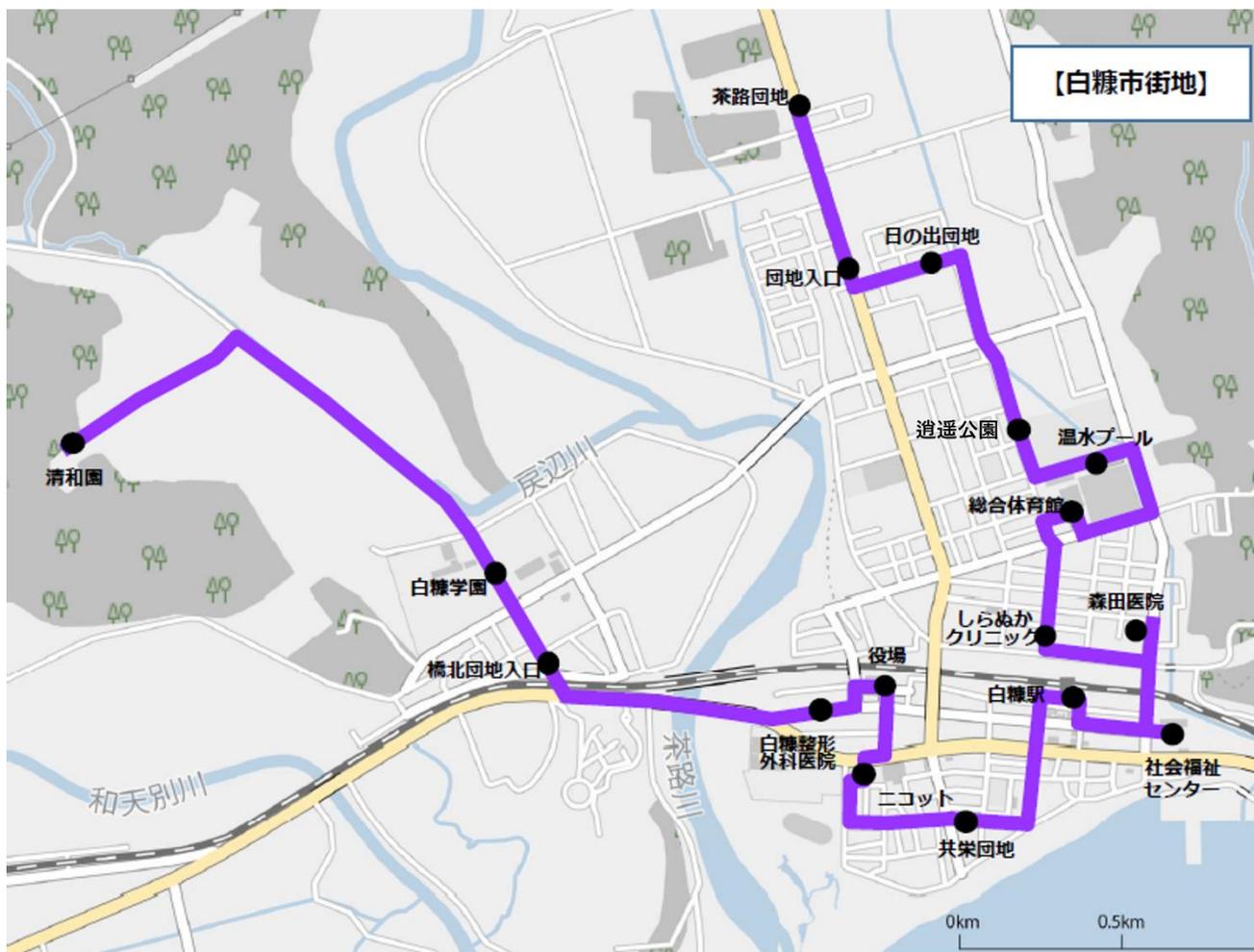


図 3-26 白糠コミュニティバス路線図（月曜日～土曜日運行）

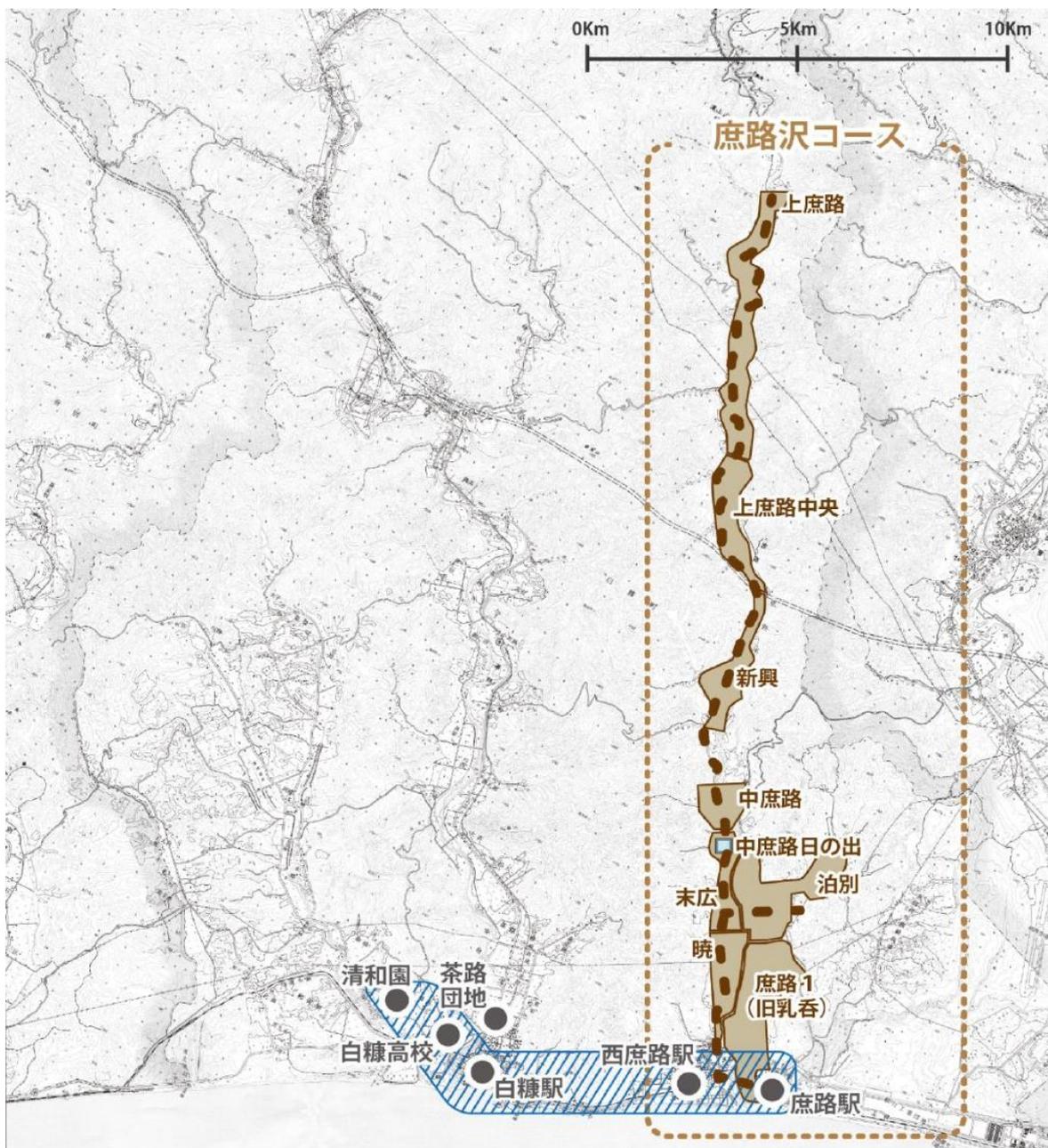


図 3-27 庶路沢予約制バス路線図（月曜日～金曜日運行）

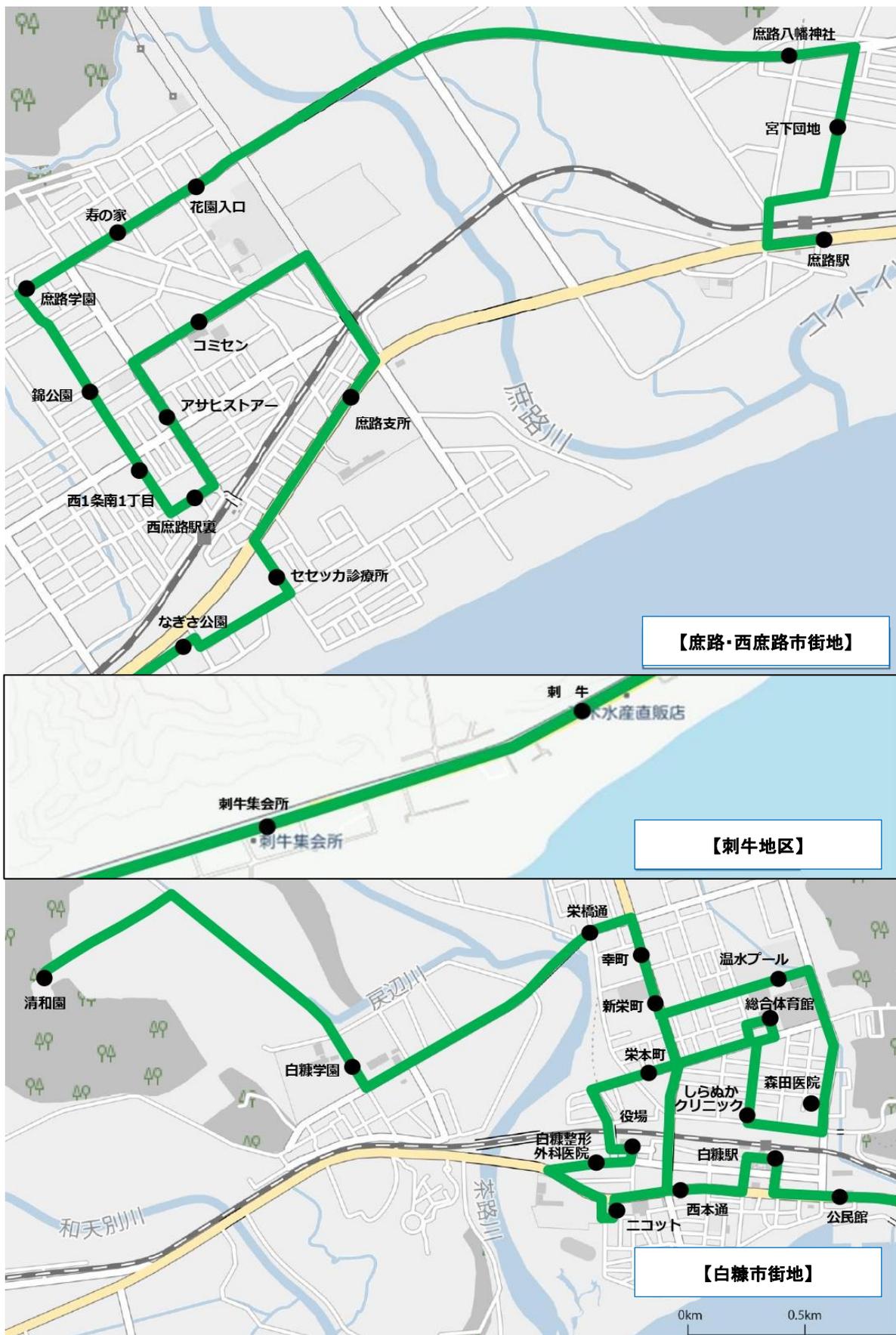


図 3-28 庶路・西庶路コミュニティバス路線図（月曜日～土曜日運行）

(4) 町営バス

白糠町では白糠コミュニティバス及び庶路・西庶路コミュニティバスの2系統、及び予約制バスを運行し、町民に活用されています。合計利用者数の推移を見ると、令和元年度の利用者数に対して、令和4年度の利用者数は1,026人の減少となっており、1割以上の利用者減少がみられます。

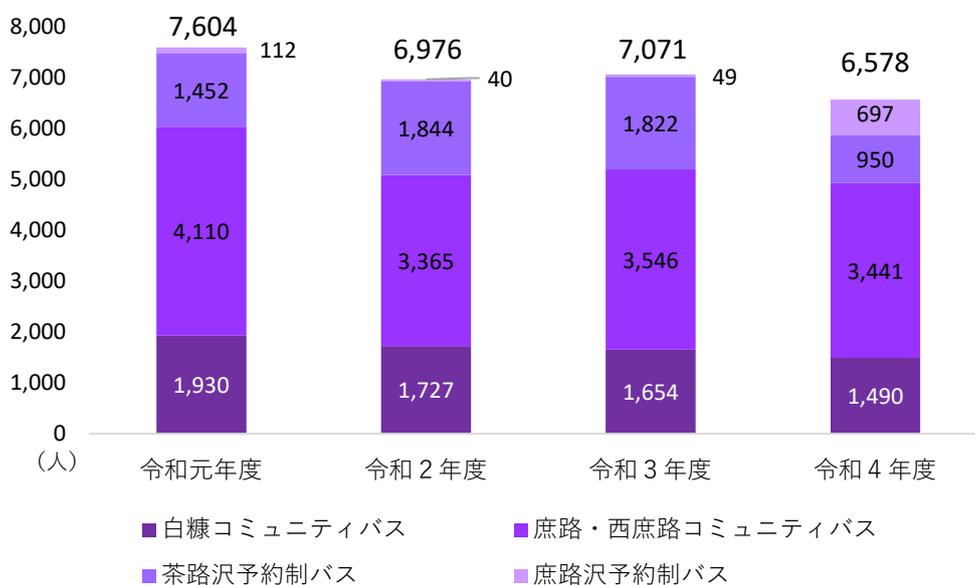


図 3-29 町営バスの利用状況

(5) スクールバス

和天別地区⇄白糠駅間において、スクールバスの一般混乗が可能になっています。合計利用者数の推移をみると、令和元年度に比べて令和4年度は27人の利用者減少となっています。

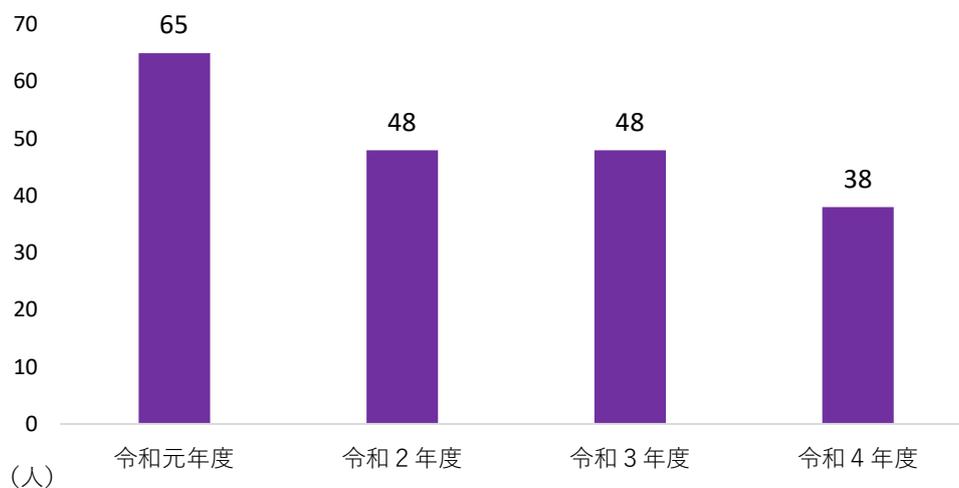
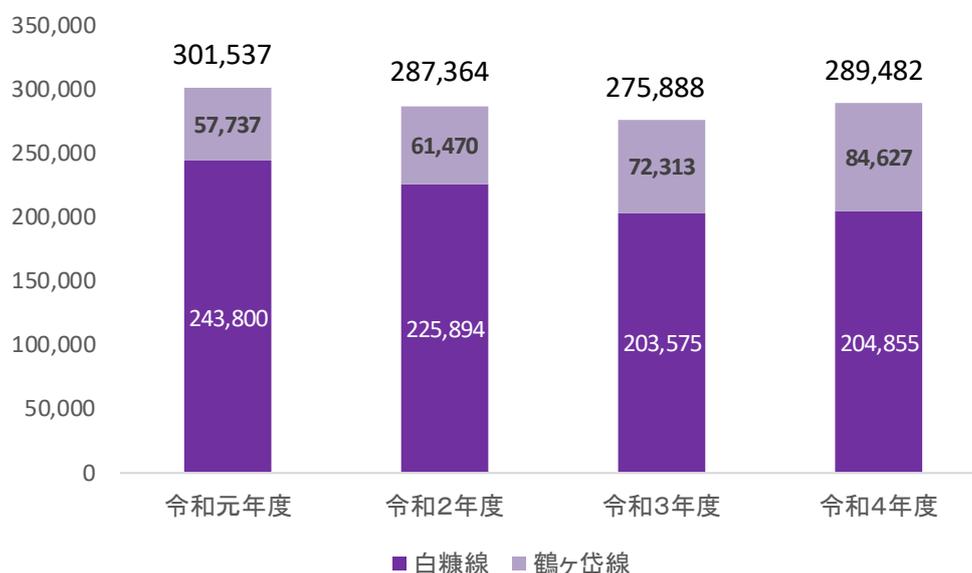


図 3-30 スクールバス（一般混乗）の利用状況

(6) 路線バス

白糠町内における路線バス利用者数はコロナ禍の影響があり減少傾向にあったものの、令和4年度には回復傾向にあります。

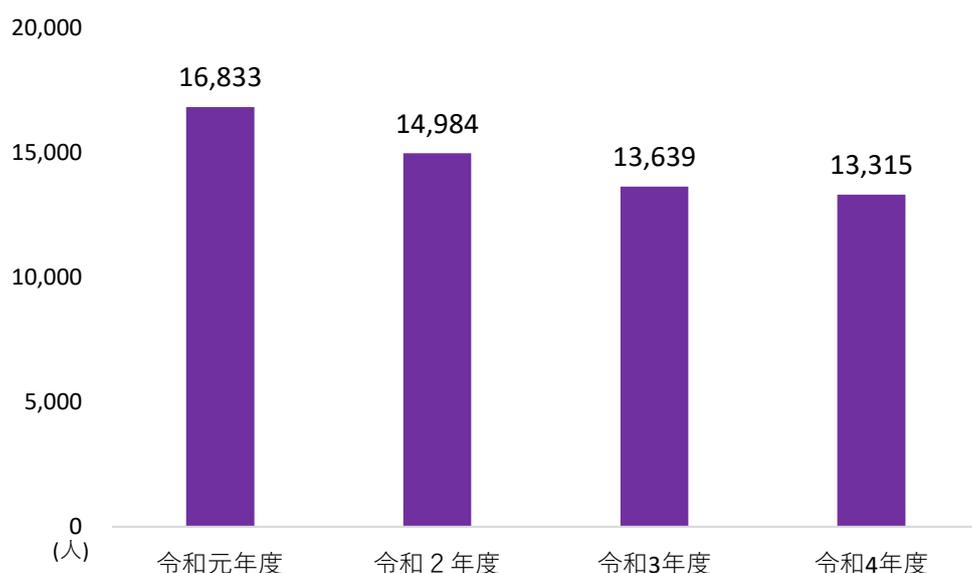


出所 くしろバス提供データ

図 3-3 1 路線バスの利用状況

(7) タクシー

白糠町内におけるタクシー利用者数は年々減少傾向にあり、令和元年度の利用者数に対して、令和4年度の利用者数は3,518人の減少となっています。

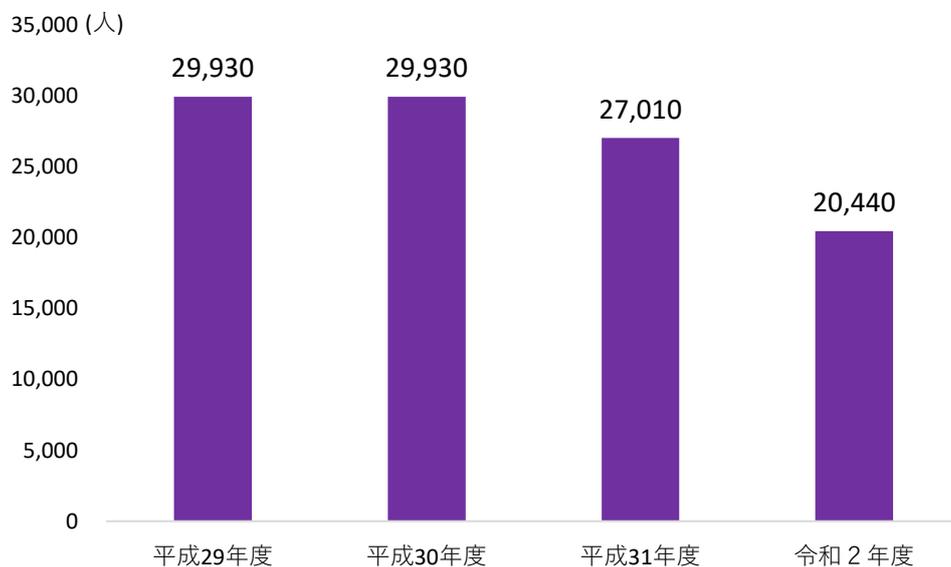


出所 三州タクシー提供データ

図 3-3 2 タクシーの利用状況

(8) 鉄道

白糠町内では、鉄道も町民の移動手段として活用されています。白糠駅・西庶路駅・庶路駅が利用可能となっています。JR 白糠駅における年間利用者数（推計）を比較していくと、平成29年度と令和2年度を比較すると9,490人の減少となっており、約3割の減少がみられます。



出所 国土数値情報「駅別乗降客数データ」

図 3-33 鉄道の利用状況

(9) 町内公共交通のカバー圏の整理

白糠町を運行するバス路線は、主要な幹線道路を運行しており、白糠及び庶路・西庶路市街地においてもコミュニティバス運行の取組により、公共交通カバー率が大幅に改善され、公共交通空白地域の解消が進みました。

また、山間部においても区域運行としている予約制バスの取組により公共交通カバー率が大幅に改善され、公共交通空白地域の解消が進みました。

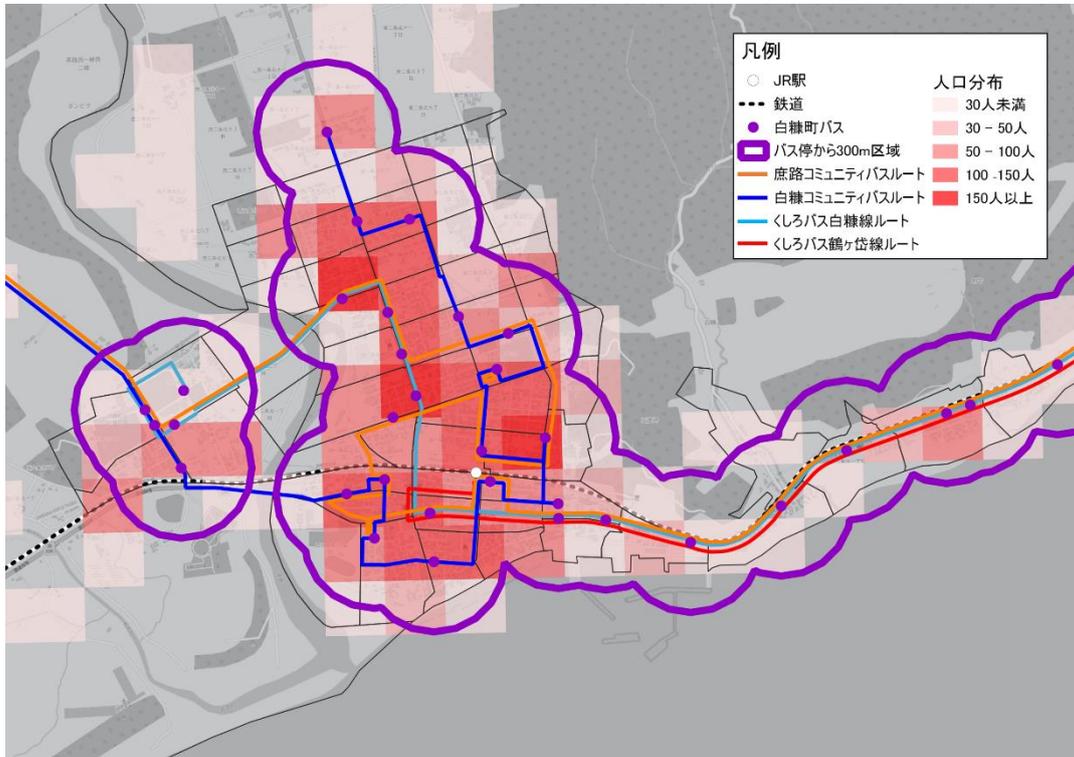


図 3-34 白糠市街地の公共交通のカバー圏の状況

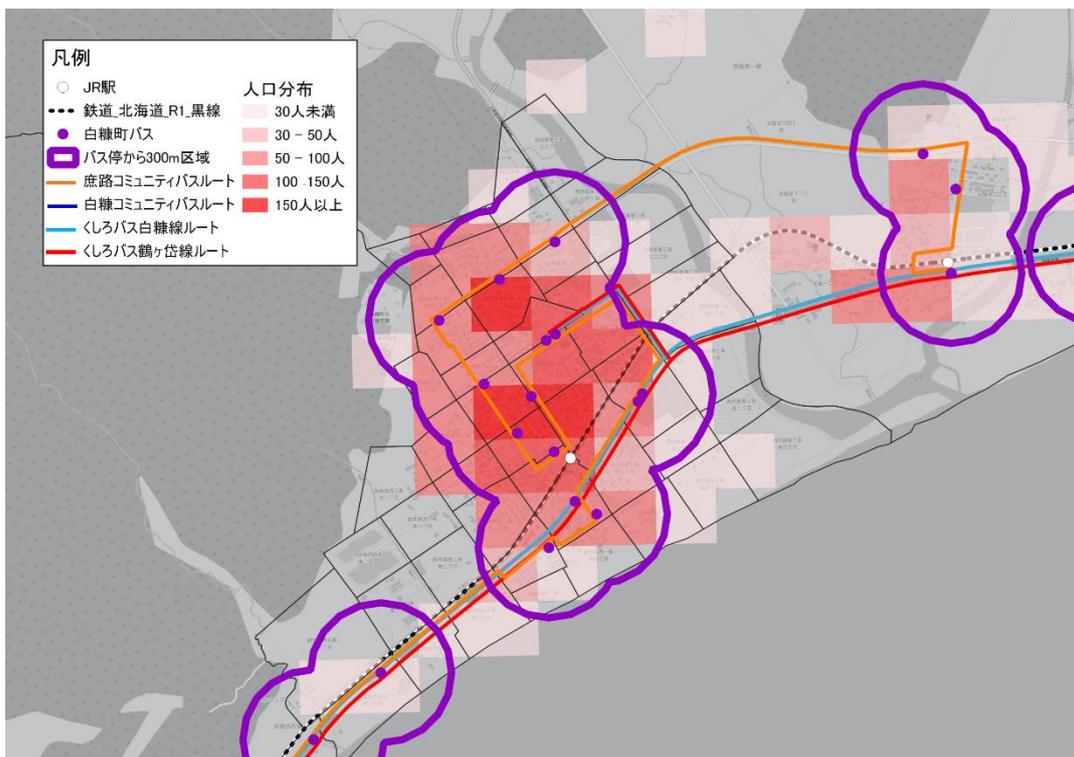


図 3-35 庶路・西庶路市街地の公共交通のカバー圏の状況

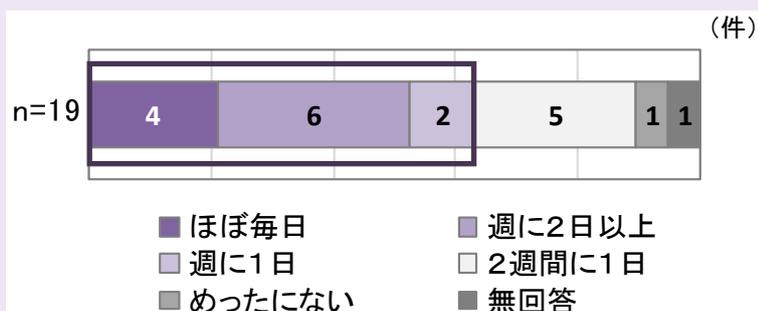
3-3 各種調査の実施状況

(1) 町内路線利用者ニーズ把握調査

町内を運行する町営バス（市街地コミュニティバス及び予約制バス）の車内において、利用者を対象に調査を実施しました。実施概要と主な調査結果を以下のとおり整理します。

表 3-4 町内路線利用者ニーズ把握調査の概要

調査対象	白糠コミュニティバス、庶路・西庶路コミュニティバス（予約制バス含む）の利用者
調査期間	令和5年9月20日から10月31日まで
調査方法	バス車内にアンケート票を留置きし、返信用封筒を投函いただき回収
調査項目	利用者属性（性年代等）、町営バス利用状況、町営バスに求めること
回収数	38件



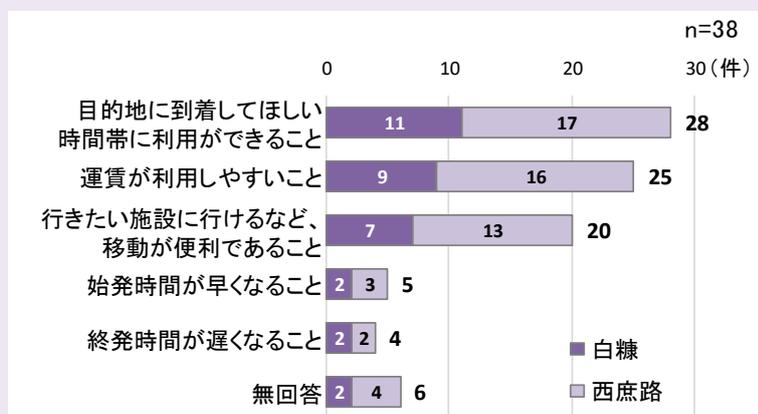
●町営バスの利用頻度

「週に1日以上」より利用頻度が高い方の割合が、6割程度となっており、町営バスが公共交通として町民の生活交通を支えていることが分かります。



●今後5年間の利用意向

「使い続けると思う」と回答した方の割合が6割を超えており、町営バスの維持が今後の重要な取組となることが示唆されます。



●町営バスに求めること

「目的地に到着してほしい時間帯に利用できること」が最も多く、次いで「運賃が利用しやすいこと」と続いています。今後も利用者の利便性を念頭に運行の見直しを継続的に実施することが重要です。

図 3-36 町内路線利用者ニーズ把握調査の主な結果

(2) バスターミナル利用者調査

白糠駅前バスターミナルにおいて、利用者を対象に調査を実施しました。実施概要と主な調査結果を以下のとおり整理します。

表 3-5 バスターミナル利用者調査の概要

調査対象	白糠駅前バスターミナルの利用者
調査期間	9月20日(水) 6:00~23:30
調査方法	バスターミナルにて調査員により調査票配布し、返信用封筒を投函いただき回収
調査項目	利用者属性(性年代等)、移動実態、町営バスに求めること
回収数	31件

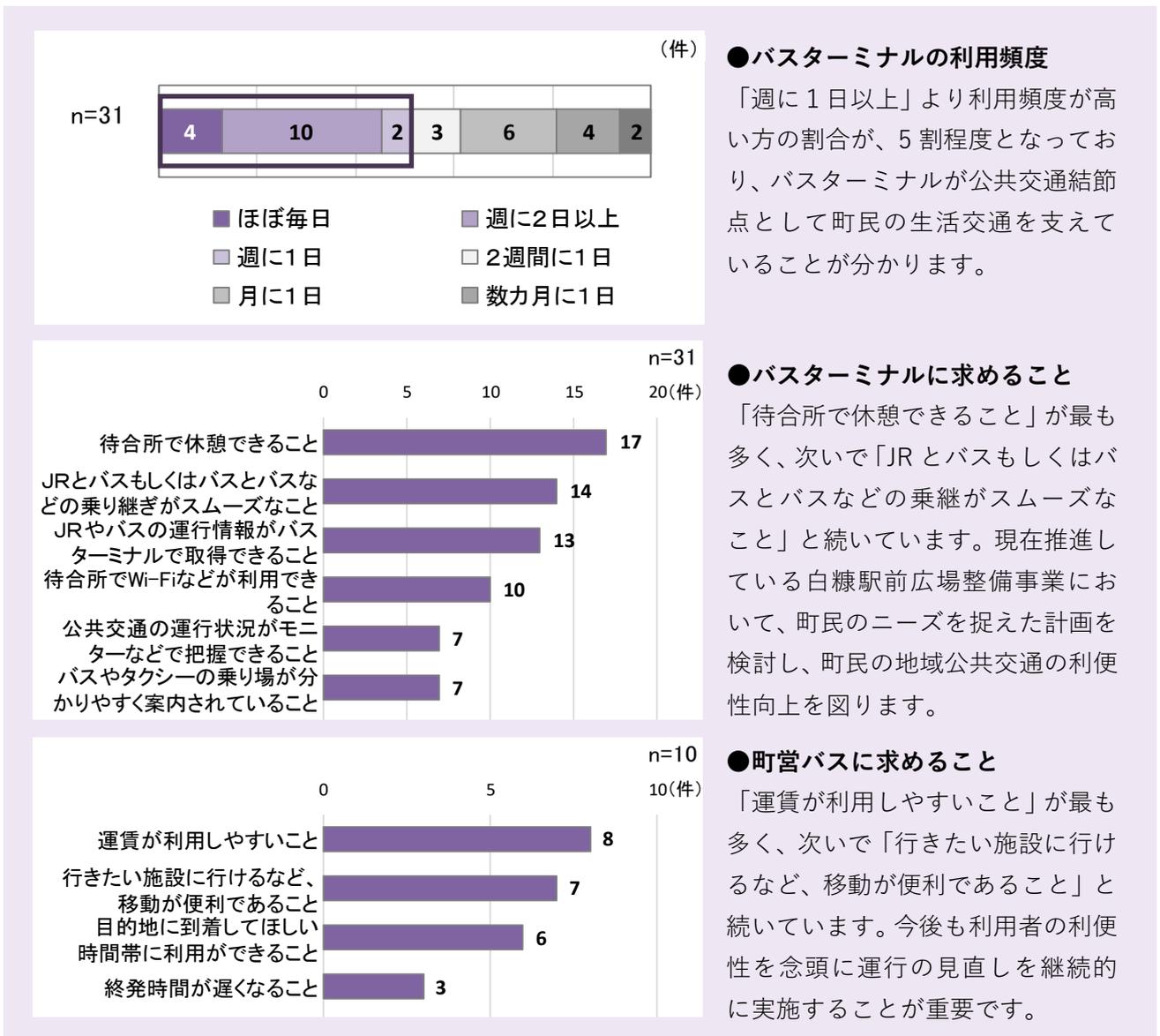


図 3-37 バスターミナル利用者調査の主な結果

3-4 地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題整理

(1)円滑に町内を移動できる公共交通サービスの維持

白糠町地域公共交通網形成計画に「白糠及び庶路・西庶路市街地におけるコミュニティバスの導入」及び「町内山間部における交通空白地域の解消や利用実態を考慮した効率的で利便性の高い予約運行型公共交通への転換」を施策として定め、実行してきました。

コミュニティバスは白糠及び庶路・西庶路市街地の地域間を結ぶ移動手段としての役割、予約制バスは山間部と市街地を結ぶ移動手段としての役割を主に担っており、居住地によらず町内の生活関連施設まで移動するための重要な交通となっており、当町で住み続けるためには重要な要素となっています。

さらに施策の取り組み以降、公共交通空白地帯の解消を進めることができ、町民の利用も一定数を確保していること、利用者ニーズ調査の結果から利用頻度や継続利用意向も高い傾向にあるため、町内を移動できる公共交通サービスの維持に取り組む必要があります。

(2)広域的な生活交通を機能的に支援する公共交通の維持

白糠町の広域的な生活交通を支援する公共交通は鉄道、都市間高速バス、路線バスがあります。それらの公共交通は、白糠町が属する釧路管内において、通勤・通学、買い物、通院等のあらゆる目的において、管内の中核都市である釧路市へ移動するための重要な交通となっています。一方で、現行の路線自体を維持していくことは、交通事業者も厳しい局面となっているため、運行内容については、柔軟な考えを持ち、広域的な生活交通が断絶されないよう、沿線自治体や関係者等と協力・連携して交通ネットワークの維持に取り組む必要があります。

さらに、町内公共交通と広域公共交通との接続性を確保することも公共交通の利便性向上のためには、重要な要素となっています。

現在整備計画中のバスターミナルは、住民の重要な交通拠点として、大きな役割を果たすことを期待されています。町民が公共交通で移動する際の交通結節点として、町民ニーズの反映（待合所の設置等）や利便性向上を図った取組（バスロケーションシステムの導入等）により、機能的なバスターミナルへと改善していくことが求められています。

(3)ターゲットを明確にしたサービス提供の維持

主な移動手段が自動車であることや公共交通利用者のニーズの多様化が進み、公共交通の利用者の大幅な改善は難しい状況です。さらに全国的に運転手不足が顕在化しており、当町でも公共交通を担う事業者の運転手の高齢化や人員不足は深刻化しています。

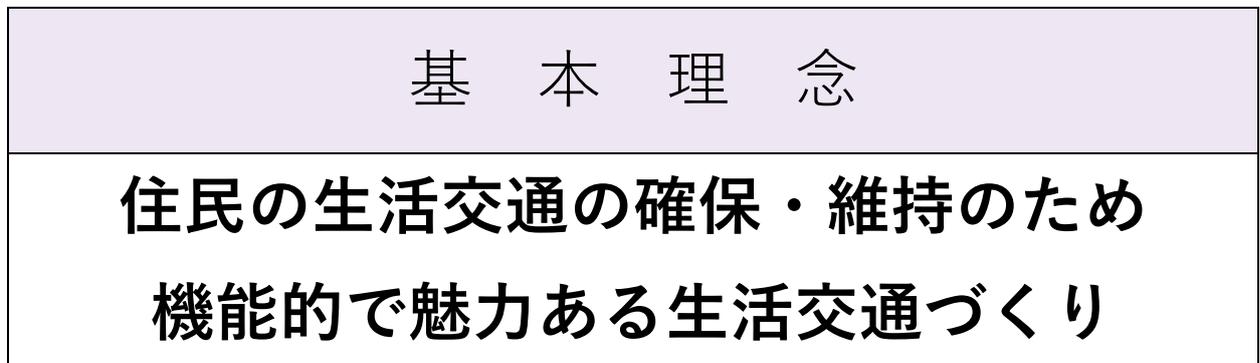
このことから、町民の移動ニーズをすべて満たすことは、非常に難しい状況となっているため、公共交通による移動が必要な世代や世帯、いわゆる通学世代や自動車を持たない高齢者世帯などを主なターゲットと定め、公共交通サービスの提供を維持していくことが必要です。

また、移動支援を必要としている町民の数や地域は絶えず変化していくことも想定されるため、計画を推進していく中で、町民の移動ニーズに沿った公共交通サービスの提供が重要です。

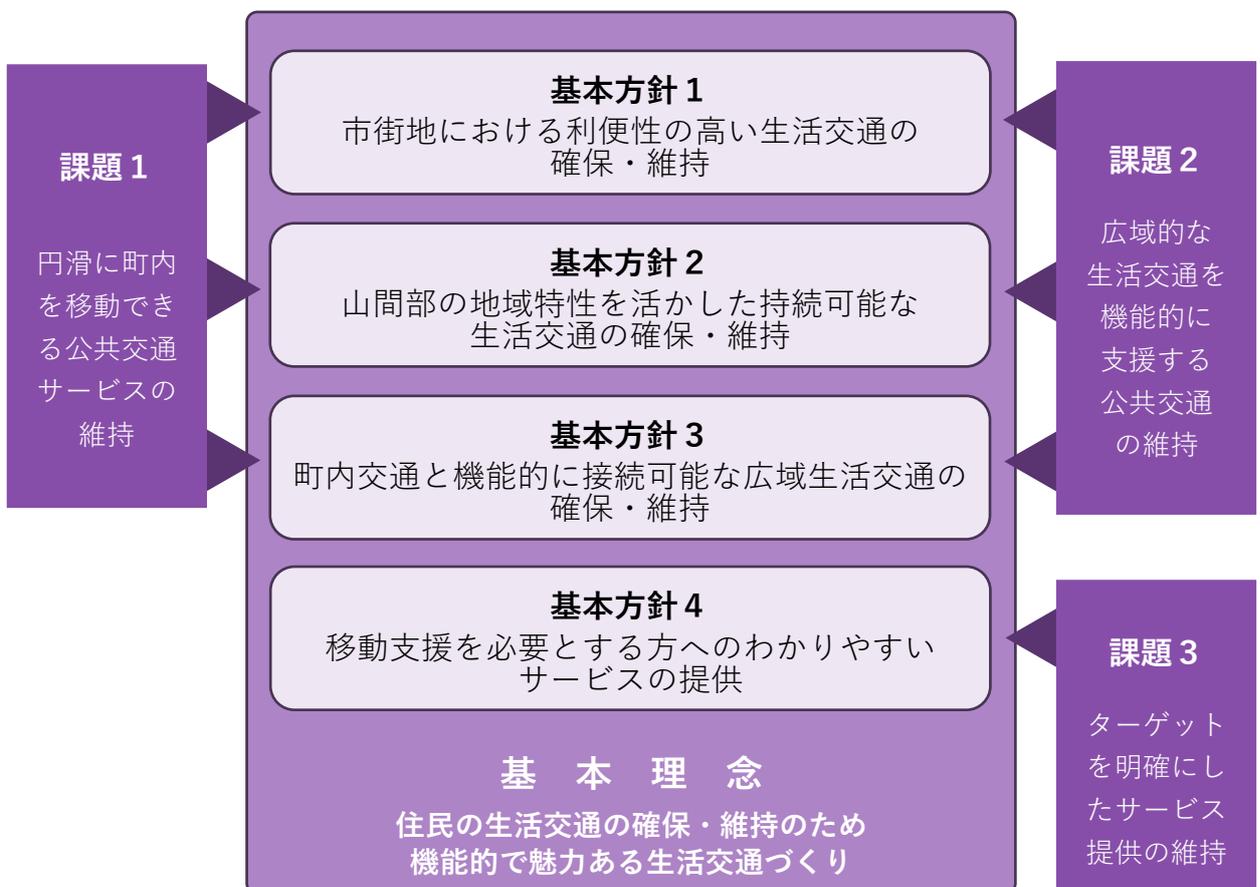
第4章 地域公共交通計画の基本方針

4-1 基本方針

白糠町における上位計画・関連計画や地域公共交通の現況から見える課題を踏まえ、白糠町地域公共交通計画の基本理念を次のとおりとします。

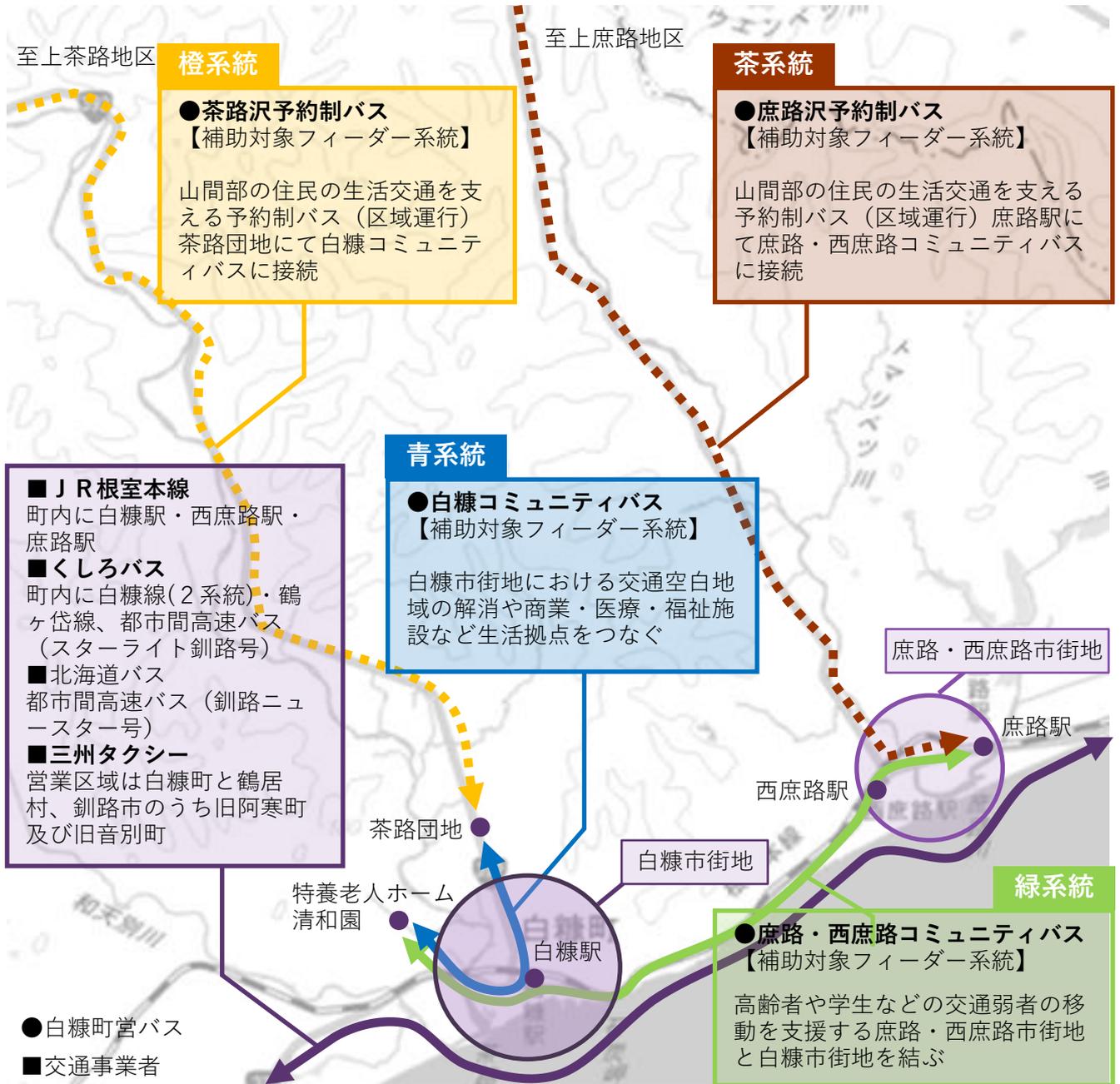


上記の基本理念のもとに、第3章で整理した地域公共交通に関する課題を解決するため、白糠町における地域公共交通計画の基本方針は下記のとおりです。



4-2 白糠町が目指す地域公共交通像と各種公共交通の役割

白糠町地域公共交通計画の基本方針の実現に向け、以下に示す公共交通施策及び事業の実施を行っていきます。また、各種公共交通の位置づけや役割は以下のとおりです。



位置づけ	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	J R 根室本線	札幌や釧路圏域の中核都市である釧路市への広域交通を担う	交通事業者と協議のうえ、一定以上の運行水準を確保 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用 ※釧路・根室地域公共交通計画で位置づけ
	都市間高速バス（釧路ニュースター号）		
地域内幹線	白糠線（2系統）・鶴ヶ岱線	町内並びに隣接市の釧路駅など交通拠点に連絡する	
支線	町営バス 青系統、緑系統	町内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保 地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）及び車両減価償却補助を活用し維持可能な運行を目指す
	町営バス（区域運行） 橙系統、茶系統		

第5章 基本方針を達成するために行う事業

5-1 基本方針を実現するための地域公共交通施策

基本方針を実現する各種地域公共交通施策について、その関係性を以下のとおり整理します。

基本方針 1	<p>市街地における利便性の高い生活交通の確保・維持</p> <p>【白糠及び庶路・西庶路市街地におけるコミュニティバスの確保・維持】</p> <p>① 市街地における交通空白地域の解消や商業・医療・福祉施設などの生活拠点を結ぶ市街地コミュニティバスの確保・維持</p> <p>② 町内における住民同士の交流を活発化させ、高齢者や学生などの交通弱者の移動を支援する庶路・西庶路市街地と白糠市街地を結ぶコミュニティバスの確保・維持</p>
基本方針 2	<p>山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保・維持</p> <p>【町内山間部における交通空白地域の解消や利用実態を考慮した効率的で利便性の高い予約運行型公共交通の確保・維持】</p> <p>③ 茶路沢・庶路沢を運行する予約制バスの確保・維持</p>
基本方針 3	<p>町内交通と機能的に接続可能な広域生活交通の確保・維持</p> <p>【町民の広域的な生活交通や白糠町への観光交通の確保を目的とした鉄道や地域間幹線系統バス路線などの基幹交通の維持】</p> <p>④ 釧路圏域の中核都市である釧路市への広域的な基幹交通の確保</p> <p>⑤ 白糠町営バスターミナルをはじめとした白糠駅前広場整備事業に合わせ、公共交通拠点を整備し交通手段の接続利便性向上と待合所の確保</p>
基本方針 4	<p>移動支援を必要とする方へのわかりやすいサービスの提供</p> <p>【住民、交通事業者、行政、事業所等が連携した、移動支援を必要とする方への公共交通の積極的な利用促進事業の展開】</p> <p>⑥ 町民や白糠町来訪者にもわかりやすい公共交通マップの作成・配布</p> <p>⑦ 公共交通の継続利用を支援する運賃助成等の実施</p> <p>⑧ 町民における公共交通の積極的な利用を促す広報誌やホームページを活用した情報発信の実施</p>

5-2 地域公共交通施策の個別事業と実施主体

基本方針に基づく各種地域公共施策の展開に向けた個別事業と実施主体を以下のとおり整理します。

基本方針 1	市街地における利便性の高い生活交通の確保・維持
---------------	--------------------------------

【白糠及び庶路・西庶路市街地におけるコミュニティバスの確保・維持】

事業 1	白糠コミュニティバスの確保・維持						
事業内容	<p>交通空白地域の解消や商業・医療・福祉施設など住民の生活交通を確保することを目的に白糠市街地コミュニティバスの運行を維持します。起終点の茶路団地、経由地である白糠駅では、他の町内交通や広域交通と接続し公共交通ネットワークを構築するうえで重要な役割を担っています。</p> <p>まちの情勢や利用者からの意見・要望に対し、バス停の移設・増設やルートの変更及びダイヤ改正など、更なる利便性の向上を図り、利用しやすい生活交通を確保・維持します。また、町内交通のサービス提供の継続が重要であるため、必要に応じて運行内容の見直しを検討します。</p> <p>一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）により、町民の生活交通（買い物や通院、通学等）を確保・維持します。</p>						
実施主体	バス事業者、白糠町						
実施エリア	白糠町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	運行内容の見直し	●	●	●	●	●
	2	バス事業者との協議	●	●	●	●	●

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

事業 2	庶路・西庶路コミュニティバスの確保・維持						
事業内容	<p>町内における住民同士の交流を活発化させ、高齢者や学生などの交通弱者の移動支援を目的に庶路・西庶路コミュニティバスの運行を維持します。起終点の庶路駅、経由地である白糠駅では、他の地域内交通や広域交通と連絡し公共交通ネットワークを構築するうえで重要な役割を担っています。また、庶路・西庶路市街地においては、行政・商業・医療施設が立地している白糠市街地まで接続しており、地域の移動手段としての役割も担っています。</p> <p>まちの情勢や利用者からの意見・要望に対し、バス停の移設・増設やルートの変更及びダイヤ改正し、更なる利便性の向上を図り、利用しやすい生活交通を確保・維持します。また、町内交通のサービス提供の継続が重要であるため、必要に応じて運行内容の見直しを検討します。</p> <p>一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）により、町民の生活交通（買い物や通院、通学等）を確保・維持します。</p> 						
実施主体	バス事業者、白糠町						
実施エリア	白糠町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	運行内容の見直し	●	●	●	●	●
	2	バス事業者との協議	●	●	●	●	●

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

基本方針 2	山間部の地域特性を活かした持続可能な生活交通の確保・維持
--------	------------------------------

【町内山間部における交通空白地域の解消や利用実態を考慮した効率的で利便性の高い予約運行型公共交通の確保・維持】

事業 3	茶路沢・庶路沢予約制バスの確保・維持						
事業内容	<p>山間部住民の通学、通院、買い物利用などの生活交通を支える支線として、区域運行型の予約制バスの運行を維持します。茶路沢・庶路沢予約制バスはともに山間部住民の生活交通を維持するだけでなく、白糠コミュニティバスや庶路・西庶路コミュニティバスに接続することで、山間部住民の広域交通も合わせて維持する重要な役割を担っています。</p> <p>茶路沢予約制バスの運行区域は二股・上茶路地区～下茶路地区から茶路団地となっています。庶路沢予約制バスの運行区域は上庶路地区～中庶路地区～庶路駅となっています。また、町内山間部における町民の生活を支える公共交通サービス提供の継続が重要であるため、必要に応じて運行内容の見直しを検討します。</p> <p>一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）及び車両減価償却補助により、山間部住民の生活交通（買い物や通院、通学等）を確保・維持します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">予約制バスの乗り方 【茶路沢、庶路沢⇔市街地バス停留所】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">① まずは電話</p> <p style="text-align: center;">くしろバス（バスターミナル内）</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">☎01547-2-2080</p> <p style="text-align: center;">受付／月曜日～土曜日 (9時～12時、13時～15時)</p> <p style="text-align: center;">※月曜日に利用する方は、 前週の土曜日までに予約を</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">② 利用日を予約</p> <p style="text-align: center;">お伝えすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お名前、住所、電話番号 ・利用希望日 ・利用する便と人数 ・乗降場所（帰りも合わせて） <p style="text-align: center;">※受付時にお聞きしますので安心を</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">③ 予約完了</p> <p style="text-align: center;">送迎時刻をお伝えします。</p> <p style="text-align: center;">利用日前日の16:00頃にくしろバスから、乗車場所の送迎時刻を電話でお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">※月曜日に利用する方には、 前週の土曜日にお知らせします</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">予約制バス利用にあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用当日は、予約された乗車場所（自宅又は停留所）に5分前に準備してお待ちください。 ・予約は必ず前日までにお願いします。利用当日の予約はご遠慮願います。 ・やむを得ず利用をキャンセルする場合は、速やかに予約先（☎2-2080）にご連絡ください。 ・悪天候により到着時刻が遅れる場合があります。予めご了承ください。 <div style="text-align: right;"></div> </div> </div>						
実施主体	バス事業者、白糠町						
実施エリア	白糠町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	運行内容の見直し	●	●	●	●	●
	2	バス事業者との協議	●	●	●	●	●

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

基本方針 3	町内交通と機能的に接続可能な広域生活交通の確保・維持
--------	----------------------------

【町民の広域的な生活交通や白糠町への観光交通の確保を目的とした鉄道や地域間幹線系統バス路線などの基幹交通の維持】

事業 4	釧路圏域の中核都市である釧路市への広域的な基幹交通の確保						
事業 内容	<p>総合病院などを有している釧路管内の中核都市である釧路市への広域的な移動を支援することを目的に、基幹交通である鉄道及び地域幹線系統バス路線を確保します。</p> <p>なお、広域的な交通ネットワークは、沿線自治体の状況や地域を移動する方の動きが多様化する傾向にあるため、必要に応じて釧路・根室地域公共交通活性化協議会が策定する釧路・根室地域公共交通計画の内容や沿線自治体担当者、交通事業者などとの連携を図りながら交通ネットワークの確保に努めます。</p>						
実施 主体	バス事業者、白糠町						
実施 エリア	白糠町全域						
実施 年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	沿線自治体との協議	●	●	●	●	●
	2	交通事業者との協議	●	●	●	●	●

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

事業 5	白糠駅前広場整備事業						
事業内容	<p>白糠町営バスターミナルの建替え事業に合わせて、白糠駅前広場を整備します。白糠駅前広場は、昭和 51 年に都市計画法の規定に基づく都市施設として位置付けされ未整備のまま現在に至っています。</p> <p>令和 2 年度から取り進めている駅前広場に隣接する町営バスターミナルの老朽化による建替え事業に伴い、交通結節点*機能の強化と周辺施設整備と合わせて一体的に駅前広場の整備を進めます。整備の推進においては、交通手段の利便性向上（バスロケーションシステム導入等）や利用者の利用環境向上（待合所の確保等）を図りつつ検討・提案を進めます。</p> <p>※交通結節点＝バスのほか、自動車やタクシー、自動車、自転車など様々な交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。</p>						
実施主体	白糠町						
実施エリア	白糠町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	駅前広場の機能の検討・提案	○	○	○	○	○

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

基本方針 4	移動支援を必要とする方へのわかりやすいサービスの提供
--------	----------------------------

【住民、交通事業者、行政、事業所等が連携した、移動支援を必要とする方への公共交通の積極的な利用促進事業の展開】

事業 6	町民や白糠町来訪者にもわかりやすい公共交通マップの作成・配布						
事業内容	<p>町内公共交通の積極的な利用を促すことを目的に、わかりやすい公共交通マップを作成・配布します。公共交通マップの作成にあたっては、移動支援を必要とする方や白糠町への来訪者にもわかりやすいよう、町内の公共施設や商業・医療施設の他、観光施設などを盛り込んだ内容とします。</p> <p>また、利便性の高いバス停の配置や実態に応じたバス停名の変更を柔軟に対応します。バス停には、わかりやすい時刻表や路線図等を表示します。</p>						
							
実施主体	バス事業者、白糠町						
実施エリア	白糠町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	白糠町公共交通マップ作成	●	●	●	●	●
	2	バス停別利用者の把握	◎	◎	◎	◎	◎
	3	バス停配置・バス停名変更	●	●	●	●	●

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

事業 7	公共交通を利用しやすい運賃施策の継続実施																																																																																						
事業 内容	<p>町民の公共交通利用定着を目的に町営のコミュニティバス、予約制バスは様々な支払方法（現金、1回乗車券、回数券、定期券、補助券）が利用できます。</p> <p>通勤や通学で利用の場合は、運賃区間は町内乗り放題になる「通勤・通学定期券」の販売を継続します。また、くしろバス定期券と共通利用できる「共通定期券」の販売も継続します。</p> <p>重度心身障がい者や高齢者の方々に対しては、日常生活等に必要な外出時の交通費の一部を助成するため、「生き生きしらぬか外出支援タクシー・町営バス運賃補助券」の交付を継続します。</p> <div data-bbox="432 645 1369 1464" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">乗車券のご案内 【コミュニティバス・予約制バス】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">運賃の支払いは「現金」「1回乗車券」「回数券」「定期券」「補助券」で ※小学生・障がい者（手帳の提示）の運賃は半額となります。（未就学児は無料）</p> <p>販売場所 町営バスターミナル → 1回乗車券、回数券、定期券・共通定期券 役場町民サービス課、席路支所 → 1回乗車券、回数券 車内 → 回数券</p> <p>運賃 定期券：下記運賃表をご覧ください 回数券：100円券 11枚綴り 1,000円 50円券 11枚綴り 500円</p> <div style="text-align: center;">  <p>▲乗車券はイメージです</p> </div> <p>得 通勤・通学定期券（運賃区間は町内乗り放題） 活 補助券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">乗降区間</th> <th colspan="3">大人（単位：円）</th> <th colspan="3">中学生以上の学生（単位：円） （小学生は下記運賃の半額）</th> </tr> <tr> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200円区間</td> <td>5,000</td> <td>13,500</td> <td>24,000</td> <td>2,600</td> <td>7,020</td> <td>12,480</td> </tr> <tr> <td>300円区間</td> <td>7,500</td> <td>20,250</td> <td>36,000</td> <td>3,900</td> <td>10,530</td> <td>18,720</td> </tr> <tr> <td>400円区間</td> <td>10,000</td> <td>27,000</td> <td>48,000</td> <td>5,200</td> <td>14,040</td> <td>24,960</td> </tr> <tr> <td>500円区間</td> <td>12,500</td> <td>33,750</td> <td>60,000</td> <td>6,500</td> <td>17,550</td> <td>31,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>生き生きしらぬか外出支援タクシー・町営バス運賃補助券 有効期限 年 月 日 100円 ▲補助券はイメージです 町が交付しておりますタクシー券で町営バスも利用できます。ぜひ、活用してください。（4月末交付予定）</p> <p>得 共通定期券（くしろバス発行の定期券+下記運賃で 運賃区間は町内乗り放題）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">乗降区間</th> <th colspan="3">通勤定期（単位：円）</th> <th colspan="3">通学定期（単位：円）</th> </tr> <tr> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200円区間</td> <td>2,500</td> <td>6,750</td> <td>12,000</td> <td>1,000</td> <td>2,700</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>300円区間</td> <td>3,750</td> <td>10,120</td> <td>18,000</td> <td>1,500</td> <td>4,050</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>400円区間</td> <td>5,000</td> <td>13,500</td> <td>24,000</td> <td>2,000</td> <td>5,400</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>500円区間</td> <td>6,250</td> <td>16,870</td> <td>30,000</td> <td>2,500</td> <td>6,750</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">共通利用できるくしろバス定期券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とくとく通勤・通学定期券 対象路線：白糠線、鶴ヶ岱線 ・シルバー定期券65 （65歳以上の格安定期） ・グリーン定期S（満62歳以上の運転免許自主返納者） <p>※町営バスターミナルで購入できます。）</p> </div>					乗降区間	大人（単位：円）			中学生以上の学生（単位：円） （小学生は下記運賃の半額）			1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	200円区間	5,000	13,500	24,000	2,600	7,020	12,480	300円区間	7,500	20,250	36,000	3,900	10,530	18,720	400円区間	10,000	27,000	48,000	5,200	14,040	24,960	500円区間	12,500	33,750	60,000	6,500	17,550	31,200	乗降区間	通勤定期（単位：円）			通学定期（単位：円）			1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	200円区間	2,500	6,750	12,000	1,000	2,700	4,800	300円区間	3,750	10,120	18,000	1,500	4,050	7,200	400円区間	5,000	13,500	24,000	2,000	5,400	9,600	500円区間	6,250	16,870	30,000	2,500	6,750	12,000
乗降区間	大人（単位：円）			中学生以上の学生（単位：円） （小学生は下記運賃の半額）																																																																																			
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月																																																																																	
200円区間	5,000	13,500	24,000	2,600	7,020	12,480																																																																																	
300円区間	7,500	20,250	36,000	3,900	10,530	18,720																																																																																	
400円区間	10,000	27,000	48,000	5,200	14,040	24,960																																																																																	
500円区間	12,500	33,750	60,000	6,500	17,550	31,200																																																																																	
乗降区間	通勤定期（単位：円）			通学定期（単位：円）																																																																																			
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月																																																																																	
200円区間	2,500	6,750	12,000	1,000	2,700	4,800																																																																																	
300円区間	3,750	10,120	18,000	1,500	4,050	7,200																																																																																	
400円区間	5,000	13,500	24,000	2,000	5,400	9,600																																																																																	
500円区間	6,250	16,870	30,000	2,500	6,750	12,000																																																																																	
実施 主体	バス事業者、タクシー事業者、白糠町																																																																																						
実施 エリア	白糠町全域																																																																																						
実施 年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																																																																																
	1	通勤・通学定期券の販売	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																
	2	共通定期券の販売	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																
	3	生き生きしらぬか外出支援タクシー・町営バス運賃補助券交付	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

事業 8	公共交通の積極的な利用を促す広報誌やホームページを活用した情報発信の実施						
事業 内容	<p>町内を運行する公共交通に関する情報は、ホームページが主となっていますが、新たな公共交通網における積極的な利用を促すため、広報誌を活用した情報発信を行います。</p> <p>また、ホームページにおける情報提供についても、町民のみならず、白糠町への来訪者に対してもわかりやすい情報提供を図ります。</p> <div data-bbox="437 562 1358 815" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">目的別にさがす</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center; width: 40px;">  ごみ </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  税金 </div> <div style="text-align: center; width: 40px; border: 2px solid purple; padding: 2px;">  公共交通 </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  求人情報 </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  災害に備えて </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  広報しらぬか </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  公民館図書室 </div> <div style="text-align: center; width: 40px;">  各課一覧 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">  アイヌ文化活動 > </div> </div>						
実施 主体	白糠町						
実施 エリア	白糠町全域						
実施 年度	取組	取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1	広報誌を活用した情報発信	◎	◎	◎	◎	◎
	2	白糠町ホームページの公共交通に関する情報更新	◎	◎	◎	◎	◎

○ 検討 ● 適宜実施 ◎ 実施

第6章 計画の進行管理

6-1 計画の目標

白糠町における持続可能な公共交通ネットワークの構築と、本計画に位置付けた各事業の進捗確認に向け、以下の評価指標を設定します。評価指標について、毎年、協議会において実績データ等を用いて達成状況を評価し、進捗状況を管理していきます。

本計画では、町民の生活交通を確保し続けることが重要です。白糠及び庶路・西庶路市街地におけるコミュニティバス及び茶路沢・庶路沢予約制バスの利用者数を評価指標として設定します。しかしながら、人口減少による利用者数の規模の縮小は避けられないことが予想されます。そのため、現況値から人口減少を踏まえた利用者数を算出し、目標値に設定します。

表 6-1 本計画における数値目標

評価指標	単位	現況値	目標値				
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市街地コミュニティバスの利用者数	人/年	4,931	4,800	4,500	4,300	4,100	4,000
山間部における公共交通の利用者数	人/年	1,647	1,600	1,600	1,500	1,400	1,300
町営バスの収支率	%/年	3.4	3.0以上	3.0以上	3.0以上	3.0以上	3.0以上
町営バスの公的資金投入額	千円/年	27,861	28,000以下	28,000以下	28,000以下	28,000以下	28,000以下
広域的な公共交通の維持	本/日	鉄道 1路線28 バス 2路線29	鉄道 1路線28 バス 2路線29	鉄道 1路線28 バス 2路線29	鉄道 1路線28 バス 2路線29	鉄道 1路線28 バス 2路線29	鉄道 1路線28 バス 2路線29
関係者等との連携状況	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

6-2 目標達成状況確認のための数値データの算出方法

「6-1 計画の目標」で整理した各評価指標の実績値確認のための数値データの算出方法を以下に整理します。

表 6-2 数値指標の算出方法

評価指標	算出方法
市街地コミュニティバスの利用者数	市街地コミュニティバスの年間利用者の合計値
山間部における公共交通の利用者数	予約制バスの年間利用者の合計値
町営バスの収支率	上記路線の収入及び支出額から収支率を算出
町営バスの公的資金投入額	上記路線の運行に係る事業費用の合計値
広域的な公共交通の維持	事務局が交通事業者へ確認
関係者等との連携状況	協議会開催や担当者間打合せなどの実施状況を確認

6-3 計画の管理体制

施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜、適切に計画の見直しを行うことが重要です。

これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「白糠町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。

加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。

表 6-3 本計画の管理体制

所 属		所 属	
1	北海道運輸局釧路運輸支局	15	庶路連合町内会
2	北海道釧路方面釧路警察署	16	中庶路地区連合会
3	北海道開発局釧路開発建設部	17	上庶路町内会
4	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	18	西庶路連合町内会
5	北海道釧路総合振興局地域創生部	19	白糠町女性団体連絡協議会
6	くしろバス株式会社	20	白糠町老人クラブ連合会
7	株式会社三州	21	白糠町商工会
8	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	22	白糠町 副町長
9	日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合くしろバス支部	23	〃 経済部長
10	白糠町連合町内会	24	〃 経済部建設課長
11	茶路振興協議会	25	〃 企画総務部長
12	縫別地区協議会	26	〃 保健福祉部長
13	二股町内会	27	〃 教育委員会
14	駒の里地域振興会	28	釧路市総合政策部都市経営課 (オブザーバー)

表 6-4 計画推進時の各関係者の役割

関係者	役 割	内 容
地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など
白糠町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など

6-4 計画推進の運営方針

本計画（P l a n）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（D o）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（C h e c k）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（A c t i o n）を行います。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し（P l a n）、着実に施策・事業を実施（D o）します。

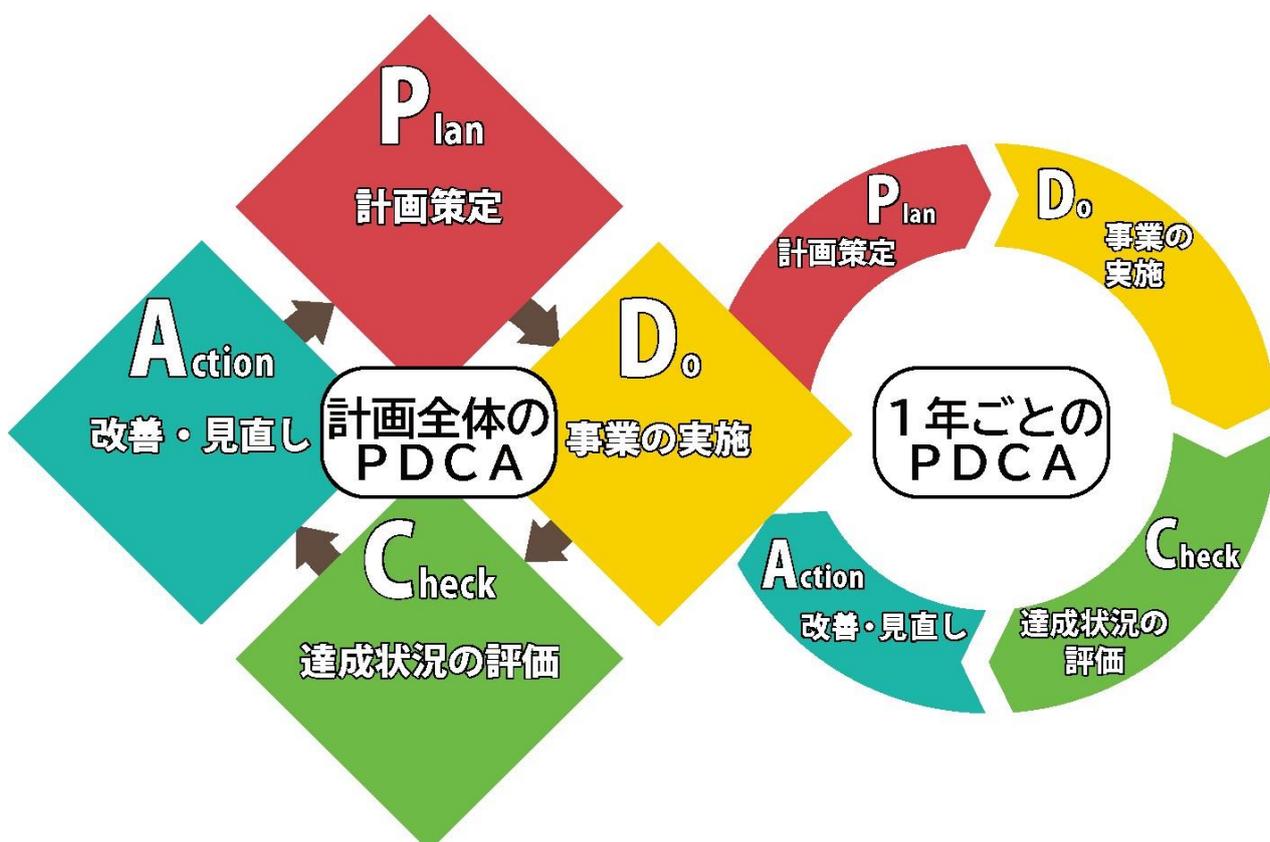


図 6-1 PDCA サイクルによる計画推進の流れ